

令和7年(2025年)第9回ニセコ町議会定例会 第2号

令和7年(2025年)12月17日 (水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問

○出席議員 (10名)

1番 高瀬 浩樹	2番 大野 幹哉
3番 高木 直良	4番 榎原 龍弥
5番 高井 裕子	6番 小松 弘幸
7番 斎藤 うめ子	8番 木下 裕三
9番 篠原 正男	10番 青羽 雄士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町長	田中 健人
副町長	山本 契太
会計管理者	藤志伸
総務課長	福村一広
消防庁舎整備室長	黒瀧敏雄
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事官	阿南孝宏
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	山口丈夫
農業委員会事務局長	石山智
国営農地再編推進室長	石山由香
商工観光課長	馬渕俊樹
商工観光課参事官	市原啓二
都市建設課長	橋本康行
上下水道課長	石山康行

上	下	水	道	課	參	事			
企	画	環	境	課	參	事	森	玲	子
總	務	務	係	長	佐	々	木	一	茂
財	政	政	係	長	浅	井	理	登	三
教	育	育	長		片	岡	辰	隆	幸
總	合	教	育	課	淵	野	伸	信	視
合	教	育	課	參	阿	部			
教	育	課	參	事	中	川	博		
ど	も	未	來	課	齋	藤		徹	
こ	ど	も	未	來	三	橋	公	一	
学	校	給	食	セ	佐	竹	三	郎	
校	給	食	セ	ン					
代	表	監	查	委					
監	查	委	員						

○出席事務局職員

事	務	局	長				加	藤	紀	孝
書			記				佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりでございます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、6番 小松弘幸君、7番 斎藤うめ子君を指名します。

◎日程第 2 一般質問

○議長（青羽雄士君） 日程第 3、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

6 番 小松弘幸君。

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6 番、小松弘幸君。

○6 番（小松弘幸君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、ニセコ大橋手前 T 字路交差点の安全確保について質問いたします。ニセコ駅前からニセコ停車場線 792 号線の坂を上ると、岩内洞爺線 66 号線との交差点に差しかかります。交差点手前になると上り車線側が 2 車線になっています。普段走行している皆さんは左折車両は左車線、右折車両は右車線を走行し、赤信号に変わると左右に停止しています。前車がいる場合はそれに従って走行あるいは停止しています。しかし、走り慣れていない初めて通る方や町外から来町された方が先行車になった場合には、走行車線を理解できず赤信号で左車線に停止し、右ウインカーを出している車両も見受けられます。また、上り車線の真ん中で停止してしまう車両が多く発生しています。

この交差点には、道路の直上に車両の存在を検知する車両用感知器が左レーン、右レーンに設置されていますが、真ん中で停止すると感知器が作動せず、いつまで待っても信号機が青に変わらず、後続車が何台もつながることもあります。後続車のドライバーが困り果てて、車両から降りて走って横断歩道の押しボタンを押しているのが実情です。

現在、路面上には左から右レーンまでの停止線が引かれていますが、センターラインが消えてしまっている状況です。先行車が真ん中に停車することなく、右左折がスムーズに走行できるよう対策を講じなければいけないと考えますが、現状をどのようにとらまえているか伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの小松議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のありました駅前の道道ニセコ停車場線 792 号線につきましては、単なるニセコ駅へのアクセスではなく、観光路線としても利用頻度の高い重要な道路と捉えております。通行車両の中途半端な停車による通行障害の対応につきましては、案内看板の設置、区画線を分かりやすく明示するなどの対応を北海道へ要請いたしますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 事故を未然に防ぐためにも、道路上での混乱をなくすことが重要です。冬季間、この交差点前の両路面は電気を活用したロードヒーティングシステムとなっており、降雪時でも舗装路面が出ている状況です。これを考慮すると、雪解け後できるだけ早くセンターラインのライン引きを行ってもらい、新たに進行方向別区分の右左折を示す白い矢印を路面に表示していただくよう、公安委員会や道路管理者の小樽建設管理部へ要望すべきと考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 小松議員の再質問にお答えいたします。

区画線についてはニセコ町の町道におきましても、消えている部分については極力雪解け後に早く発注して区画線を引くように心がけておりますので、北海道のほうにも、小樽建設管理部ですね、早めに区画線を引いてもらうのと、車両の運転手が分かるような路面標示も要請したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 中央地区には J A ようていの低温倉庫やバス会社もあります。大型トレーラーや冷凍・冷蔵車、バスがこの交差点を通行しています。この大型車がニセコ駅前から上り車線を通って左折しようとした場合、確かに小さく回れたほうがいいでしょうが、接触するよりも交差点のスペースを活用して若干大きく回って左折できたほうが、ドライバーにとってスムーズに走行できると考えます。

大きく回ったときに、現在の停止線に左折車両が停止していた場合、大型車にとっては車両ぎりぎりで左折せざるを得ない状況です。これを少しでも回避するためにも、66 号線側の駅方面へ右折する、停止表示をもっと手前にすることで大型車両が走行しやすくなると考えますが、これについて伺います。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 小松議員の再々質問にお答えいたします。

停止線の位置については、基本的には公安委員会のほうの管轄になります。停止線の決定は基本的には車両の軌跡を計算して、その軌跡が停止線にかからないような形で停止線の位置を決めているかと思います。その辺公安委員会のほうにも確認いたしまして、再度今の停止線が正しいか、位置は正しいかどうか検証を行ってもらい、駄目であれば公安委員会のほうにもうちょっと手前にしてもらいうよう要請いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、2番 大野幹哉議員。

○2番（大野幹哉君） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず1問目、ニセコミライ街区についてお聞きいたします。①当初はミスマッチ解消として住替え住宅に進むため官民で始まった事業と認識しております。いろいろな事情もあり方向が変わり、分譲住宅や賃貸住宅建設と進めていますが、現段階で町内住民で分譲住宅を購入した方は何人いるのか。それ以外の購入者は全て住民登録されているのかを伺います。

②以前、この街区は第2工区までの町水道供給が限界ということをお聞きいたしましたが、第3・第4工区までできるのでしょうか。また、下水道についても今後の進め方をお聞きいたします。

③すでに道路整備ほかインフラ整備に町から多くの工事費や補助金などを注入していますが、今後も全ての工区を終了まで行うのか、ある段階で町から切り離す考えがあるか多くの町民が関心と疑念を持っています。ニセコまちが進めるこの街区整備への町の関与、負担について、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの大野議員の質問にお答えいたします。

初めにニセコミライ街区の整備についてですが、町内においてミスマッチの居住の改善を図ることのみならず、近隣町村からニセコ町へ仕事で通う皆さんの転居先として、移住定住促進等による住宅不足解消も目的として整備を進めております。また、あわせてゼロカーボン社会を目指すニセコ町の策を具現化する高気密高断熱による環境配慮型街区のモデル地区の整備としても取り組んでおります。

1点目の御質問について、まず個人情報であるため詳細な情報についてはお伝えがすることができますが、現在整備済みの分譲棟2棟計13戸、賃貸棟1棟10戸について、少なくともこの町内を優先して販売をした分譲棟の5戸については、全て今町内にお住まいの方、町民の人が購入をしております。また、これ以外の部屋につきましても投資等を目的とした購入実績はなく、例えば2拠点居住等の関係人口の増に寄与しております。

2点目については、既存の水道管口径でニセコミライ街区へ水道供給を行うと元町地区とさくら団地周辺の水圧が下がってしまうため、元町地区の対応策としては市街地区配水地から有島三差路までの配水管口径を大きくする工事を令和3年から令和5年まで実施をしてまいりました。さくら団地周辺については、ニセコ中学校側から運動公園入り口まで配水管の口径を大きくし、配水管のループ化と水量・水圧の対策工事を行い、さらに現在建設中の市街地地区の配水地増設工事を整備することにより、第3・第4工区まで供給できる形になっております。下水道につきましては、第3工区までが下水道事業計画区域となっており、今年度第3工区工事で終了する予定でございます。

3点目につきまして、町によるインフラ整備である無電柱化と道路整備については、全延長940メートルのうち令和7年度は第3工区までの460メートルが完了しております。残り第4工区の480メートル分の無電柱化更新などの道路工事と上水道関係工事については、町が引き続き実施をしてまいりますので御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 再質問させていただきます。

1点目について、過去に公営住宅はこれ以上建てられないで、民間事業者へお願いして中央地区や元町地域、また町内で賃貸住宅が建てられてきています。それでも不足しており、昨年から公営住宅や移住定住促進住宅が建設され、今も建設中でございます。有島団地など古い公営住宅の今後の長期的な計画、建替えや改修工事などについての考え方をお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 橋本建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

町で抱えてる公営住宅につきましては今長寿命化計画を立てておりまして、今後直近では望羊団地が30年以上経過しているので、そちらのほうの改修工事を計画しております。その他の団地については今後改修か建替えか、おそらく改修工事に踏み切るかと思うんですけども、その辺はまた再検討したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 何か先の見えないような感じだつていうことで理解しております。教員住宅も含めて、非常に古い有島団地も改修はしてきてますけども、本当に建設当初から年数を数えればかなりの古さになってますので、こういった長期的な計画をやはりきちんと立てて、これから健全な財政に向けてやっていく必要があると思います。その辺を検討しておいてほしいなと思います。

それでは③の再質問させていただきます。今まで既にインフラ整備、その他について町が補助金を出してきてますけども、一旦立ち止まって少し考える時間もあってもしかるべきと思う。何より当初の住替え、前町長がこういった話をしていたんですけども、それがシフトを変えたことによってですね、最初に言っていたことと逆ではないんですけども、そっちのほうの印象が町民にとって非常に強いということがありますし、我々もそういった声を幾度となく聞いています。後から移住してきた方とかそういう人たちには、今のニセコミライ街区についてはこういう形なんだという理解はある程度は得ているのかなと思いますが、もともといる町民とはやはり対話をもう少しして、今後前に進める必要があるのではないかと考えますが、町長の考え方をお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） インフラ整備について立ち止まってしかるべきではないか、当初のコンセプト・目的・狙いとずれてきてるので対応するべきではないかという御質問だと受け止めております。まず当初の目的、冒頭の回答でもお伝えしましたが、既存の町内の住替え促進も一つ目的ではあります、それだけではないというところを改めてお伝えをさせていただきたいです。直近の国勢調査等でも今ニセコ町は人口が増加をしていると数字もあがってきておりますが、外から来られる方の定住・移住に向けた政策としてもニセコミライは一つの目的を果たしていると。混住というコンセプトも当初掲げておりましたが、多様な世代を混ぜて住むといったところも掲げておりますので、決して既存の町内にお住まいの方の住替えとしてニセコミライがあるというところではないことを、まずお伝えをさせていただきます。

また、今回町民を優先して販売をされた分譲の中にはですね、町内の賃貸住宅にお住まいの方が御

購入されて、町内での住替えをされた実例もあるとニセコ町のほうからも伺っております。ですので、まだまだ戸数としては決して多くはないものですから、当初のコンセプトとは大きく乖離があるのではないかという御指摘もごもっともだと受け止めますが、少なからず実例が出てきているのではないかかなということを申し上げます。今賃貸が1棟10戸、来春には今建築中の2棟目の賃貸が完成します。恐らく来年度以降も賃貸3棟目が建築されるというところでございまして、町内の今広いお住まいに住んでいる方が世帯数が減ったので住替えができるんだろうか、あるいは、他の賃貸住宅にお住まいに引っ越しができないかといったところも賃貸住宅を早く整備していくことで、当初の住替えといったところの目的も果たしていけるのではないかということも捉えております。

いずれにしましても、こちらは官民が連携をして、ニセコ町も株主として関与しておりますが、株式会社ニセコまちという民が中心となって進めている事業でございます。私もニセコまちの立ち上げに携わってきた立場でございますが、ぜひ今後の事業展開ですとか決算につきましても義務があるわけではないのですが、しっかり町民に開かれた会社運営をしていくということで決算について説明会等もされておりました。今後も恐らく続けていくと思いますので、ぜひそういった場にも皆様御参加いただきまして、いろいろな御意見をちょうだいして反映していけるといいのかなと思います。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） ③の再々質問をさせていただきます。

先ほども言いましたが、これまでの町の補助金の合計金額、我々も議会でいろいろ説明を受けながらそういうものを議決してきてますけども、それこそ令和7年度までの補助金の合計金額と今後想定される街区終了までの補助金の規模をお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの大野議員の御質問にお答えいたします。

議員、補助金と申しておりましたが、町が道路や上下水道の整備を行うのは直接の工事なので補助金という形ではなく、それぞれの原課が持っている工事費の予算、決算額になります。令和3年度から令和7年度分までの総額になりますが、総事業費といたしましては4億610万円で、このうち3億1,580万円が過疎債で今言った道路ですとか上下水道関係、消防の防火水槽設備などの工事に充当しているところでございます。

現在のところ令和8年度で第4工区までの道路、水道工事を終える予定としてございますが、令和8年度につきましてはまだ来年度予算の要求、精査段階ですので、この金額についてはそれぞれの原課での予算要求ということで、現在お示しできる数字はないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） それでは、次の質間に移らせていただきます。

町の基幹産業である農業政策について伺います。

①11月臨時議会で町長から所信表明があり、基幹産業である農業と観光についての政策を述べされました。何か具体的な政策があるか伺います。

②終わりを迎えようとしている国営農地再編整備事業により大規模化、効率化が進み、劇的に農地が耕作しやすくなったと感じています。昨年から米の価格が高騰し、米農家は喜ばしい一面、畑作・酪農については資材の高騰が続き、経営の厳しさ苦しさも耳にします。一昨年肥料高騰対策で国や町でも補助金があったと聞いていますが、昨年と今年はなかったと認識しています。一方で資材が下がったとは聞いておりません。国が動くと自治体も動く傾向にありますが、町独自で毎年ある一定の予算を組み込む考えはないかお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの大野議員の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の御質問でございますが、11月の臨時議会で私の所信表明におきましても御説明をさせていただきましたが、七つの挑戦としたうちの一つ、基幹産業である農業と観光を軸に産業振興を推進していきたいというところは変わらず考えております。特に今回は農業の政策についてという御質問でございますが、町内の今農業は地域や生産している作物、規模によって課題も異なっているものの、その中で共通する大きな課題としては慢性的な人手不足、担い手不足があると受け止めております。その解消に向けて中長期的な課題として、まずはしっかりと人手不足に対する対策を取り組んでいきたいと考えております。そのほか、資材高騰への支援、国営事業整備後のケア、鳥獣被害対策につきましても、これまで行っていた部分もございますが、今後適切に対応していきたいと考えております。また、地域の水利組合における農業用水敷地の問題が表面化していることも認識しております。これらの課題にしっかりと向き合いながら、これまで町の農業政策の柱として進めてきた環境に配慮した農業の推進や土づくりを基盤とした循環型農業の確立、農作業軽減、機械等の導入を強く推進をしてまいります。また、観光との連携として取り組んでいるベジピクや地場産品のブランド化、6次産業化支援等の農畜産物の出口戦略についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目の御質問でございます。一昨年の令和5年度に肥料価格高騰対策事業補助を実施しておりますが、肥料コストの増加分の7割を国が補助し、町独自の対策として国の補助に10%の上乗せ補助をしてまいりました。令和6年度以降につきましては、小規模で使途を限定した事案について補助を実施しておりますが、大野議員の御指摘のとおり広く価格高騰等に対応した支援とはなっていない現状があると感じております。今回、高市内閣によって国の重点支援地方交付金が交付されます。物価高等の対応が目的ではございますが、活用の一つとして農業従事者の方への支援ができるないかということを検討していきたいと思っております。日々農業を取り巻く環境が変わっていく中で、予算についても個々の事例に即し、総合的に判断をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 1点目の再質問させていただきます。

今年の主要農産物の収量、品質的にはどうだったのか分かる範囲でお聞きいたします。今、農業もスマート農業などという言葉がありますが、国や道の補助事業にはどんなものがあるのか、またその対象にはいろいろな制限があり、規模拡大や後継者がいるいないなどのポイント制で、そういった国の補助事業があるのは承知しております。ポイントの低い農業者への補助が国や道ではないのか。その辺は私もいろいろな農家人から聞いていますが、うちは基盤整備をしても反別が極端に広くなつてないとか後継者も今いない状態だということでポイントに加算されないと。低ポイントの農家の人たちにはそういった補助の機械購入などが実際にあたらないという声が上がっておりまます。なんて言つたらいいんですかね、我々もそれは分からんんですけども、実際本当にこういうポイントが低い農家には国や道の補助がどうしても当たらない制度なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山口課長。

○農政課長（山口丈夫君） ただいまの大野議員の再質問にお答えいたします。

1点目の今年の収量等の関係ですけども、春先最初出だしのほうは天候不順などで出遅れがあつたと考えていますけども、後半は気温上昇等もありましてかなり例年並みに回復し、取戻したのかなと思っております。品質につきましても同様かと考えております。

2点目の機械補助の関係でございますけども、おっしゃるとおり現在の国の機械補助に関しましてはポイント制となっておりまして、このポイントが国の予算規模にも応じてということでしょうねけども、国の予算規模に対して申込みが多くなればポイントのボーダーラインは必然的に上がっていくということになってくるかと思います。予算が少なければポイントが上がってくるということになると思います。前回の機械補助なども国の予算額が少なかったためにボーダーラインが高くなつたというところがありますけども、今取りまとめしてるところはやや国の予算額も大きいということで、少し下がってくるのではないかということも考えられますが、依然としてポイントが上がらない農業者の方にはなかなか難しい補助となっているところもまた事実でございます。現状の事業制度ではなかなか確かに難しいところがあって、ポイントの低いところを同じこの事業で救うというのは難しいと思っておりますので、何かそういった方たちも手当てできるものがないのか、なかなか今の現状では見つからないとありますけども、模索していくとともに町でも何か検討できるものがないか探していきたいと考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） 再々質問をさせていただきます。

今の課長の説明は私もだいたい理解はしてるんですけども、こういったポイントの低い農家にそれこそ町が無利子で貸付けを考えるだとかないのでしょうか。機械の購入するとき俗に言う延べ払いという支払い方式が昔は農協さんにはあったと思うんですけど、今農協さんのほうでもそういった制度がないという話を聞いてまして、結局は農機具屋さんのメーカーのローンを組む、そのローンもかなり高いということを聞いておりますので、補助じゃなくて何か貸付けの事業も少し考えてはどうかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 大野議員の御質問にお答えしたいと思います。

町では産業振興基金という基金を持っておりまして、それで貸付けを行うことは可能ですが無利子というのはなかなかちょっと難しいのと、明日も日銀の会合で利率が上がるというような状況がありますので、金融機関での利息も含めて全体的に上がってきているということで、町の産業振興基金についても少し利上げをしようかというところではございます。今は0.1ですけど、その辺もまだ流動的ではありますが、貸付けは低金利で行うことは可能かと思います。

ただ、農業機械は大きいトラクターだとやはり1,000万円以上しますので、そのことを考えると基金の残高が6,000万円ちょっとということなので、殺到されてもなかなか難しいところはあります。そういう基金を活用されるということは可能かなと思います。また、農家さんが実際産業をやる上で、新しい品種を改良するために倉庫が必要だということで貸付けた事例もございますので、そういった事例も参考にしながら、それがいいかどうかは借りる側の問題ではありますけども、そういう相談は受けさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） ②の基盤整備関係の部分なんですけども、こちら再質問させていただきます。先ほど町長も農業支援ということで、土づくりの話も出てました。私も基盤整備後の堆肥の推進により力を入れるべきと考えてます。堆肥を撒く機械も全ての農家さんが所有しているわけではありません。畑作で大きな面積をこなしている方は、対象機械をお持ちですが、中間規模の畑作の方はまだそこまでは導入できない状況で、また様々な作業に問題も考えられまして、畑作は春は撒きつけ、秋は収穫に追われてる現状なんですね。

これはちょっと個人的発想でもあるんですけども、酪農家と畑作農家とコラボできないかというのが両農家の調整や意見を踏まえて、堆肥散布を依頼して、それに対して町が補助を行うなど、今交換耕作というのを試験的に行っていることも聞いております。ただ、この交換耕作は畑が近い条件が揃えばいいんですけども、なかなかそれがマッチしない、難しいといった問題もあると思ってます。これらの諸問題を農政課のほうで、農業者と農閑期を利用して懇談を深めていただいて、そういうアイデアを生かして次年度に取り組むというような、そういうことをしているかどうか伺います。

○議長（青羽雄士君） 山口課長。

○農政課長（山口丈夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

最初に堆肥についてということですけども、大規模な農家については持ってるけど中小規模の農家の方は持っていないという点、今後現状把握に努めて対策等考えていくべきだと思います。

あと、酪農家と畑作農家の関係ですけども、耕畜連携ということで交換耕作というところの実験といいますか調査といったものをやっているところでございますが、この点について今後の予算関係についても考慮していくべきと考えております。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ただいまの内容に少し補足をさせていただきたいと思います。小規模中規模のなかなかポイント制に当たらない農家さんであっても、永続的に農業をやっていくという前提

でございますから、何がしかの支援が必要だろうというお話は全くそのとおりだと思います。そういう場合にあっては、例えば畜産と畑作の農家さんが連携し合っていろんなコラボができれば、小規模という部分を補えるのではないかという御提案、大変ありがたい御提案ですし、そのとおりだと思います。

例えばの話でご存じの部分かとは思いますが、ニセコ町は長く土づくりを実施をしております。畑作農家さんの収穫後の稻わら・麦稈と畜ふんを堆肥に使う、酪農家さんはその分堆肥が交換できるなど、そういう事業は古くから実施をしておりまして、ある意味では昔からそういう部分でのコラボはさせてはいただいているということなので、全く実態がないということではないかと思います。ただ、こういうものについて今後も新たな方策、いまお話の交換耕作につきましても、改めてそういうものも可能ではないかということも検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 大野議員。

○2番（大野幹哉君） その畜ふんや堆肥の件も分かっていたつもりです。ただ、今共同でやっていいる酪農家があつて、そういう情報も少し聞かせていただいている、私も昔は農家の経験もありましたし家畜も飼っていました。そのときにやはり秋まき堆肥の堆肥としての有効性は私も非常に効果があると感じてますし、10年に1回堆肥をまけばいいというものでもないし、そういった蓄積されていくのが地力増進っていうのが基本中の基本なんですね。さっき言った酪農の組合でやってる夏に牧草の収穫が終わって、秋にデントコーンの収穫が終わります。その後に畜産農家が堆肥を散布という一連でやってるんですから、それを見ているとこういう共同で作業してたところで畑作の人は秋小麦や早出しの芋だとか次の作業にかかってしまいます。本当はそこで堆肥を入れたいけどできないっていうのがありますので、そこをうまく調整ができるれば希望をとて、こっちが受け入れるか受け入れないかは別として、そういった相談をしながら進めていかなければいいかなと思います。答弁は要らないです。

○議長（青羽雄士君） 次に移ります。

7番、齊藤うめ子議員。

○7番（齊藤うめ子君） おはようございます。緑の党グリーンズジャパンの齊藤うめ子です。通告に従いまして、2件質問させていただきます。

1件目は、ごみの分別と減量化のことについて伺います。ニセコ町は転入・転出による人の移動の多い町です。都会や海外から来られた方々は、「ごみの分別が細かすぎて大変」という声があります。ごみ分別が負担になり、ごみを減らす目的の分別もかえって分別に困り、ごみの分別ルートが守られず適当に処理されることも少なくないのではないかと思います。観光客の増加も、ごみの量が増え分別が難しくなる現状にあります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

- ①ニセコ町のごみの量は年々増加傾向にあると言われますけれども、その原因と対策について。
- ②町内のごみ分別はどのくらい達成されているのか。
- ③現在のごみの分別には、労力・時間・経費もかかり、もっと種類を少なくシンプルにして、環境負荷の少ない焼却炉の導入を検討してはどうかと思っています。

④町民へのごみ減量への意識を啓発する様々な講演、イベント、指導など継続して行うことについて。

⑤学校では環境教育の中で、ごみの問題をどのように取組み、実践的な指導を行っているのか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの斎藤議員の質問にお答えします。①から④まで私のほうで回答いたします。

まず一つ目の質問でございます。ごみの増加原因についてでございますが、観光客の増加が主な要因となっているというところは考えております。その対策についてですが、排出されるごみを減らすことはなかなか難しいというところが前提とありますが、リデュース、これは廃棄物の発生の抑制、リユース再使用、そしてリサイクル再資源化、いわゆるこの3Rの順番で取組み、最終的に埋立てなどの処理をするごみを減らすことが必要だと考えております。

二つ目の質問についてですが、分別の達成状況についてもどのような状態が達成しているのかという定義が難しいのでなかなかお答えしにくい御質問ではあります、現在のニセコ町のリサイクル率は約50%程度でございます。これは全国平均が20%程度でございますので、全国平均と比べますと高い数値になっております。これはですね、可燃ごみの RDF の処理ですか生ごみの堆肥化が主な原因となっております。

三つ目の質問です。現在のごみの分別ルールについてでございますが、こちらは約20年ほど前につくられたものであり、住民のライフスタイルの変化ですとか、特に外国人の住民の増加や観光客の増加あるいはごみ処理技術や方法の変化などにより、若干現在のニーズと合わないものとなっているところは承知しております。しかしながら、ごみを適切に分別し再資源化していくことは非常に大切なことと考えております。また、可燃ごみの処理については、羊蹄山麓7町村、広域で処理をしており、今後の処理方法について焼却処理を含めごみ処理方法の情報収集を進め、関係町村や処理事業者と十分協議をして、分別の町民負担を軽減しつつ最大限再資源化ができるように、町民の皆様や議員の皆様とも今後検討を進めてまいりたいと考えております。

四つ目の質問です。啓発活動としては町内のごみの不法投棄の現状把握や清掃により、環境美化意識の向上を目的の一つとして春と秋にクリーン作戦を開催し、町内会や各団体、企業の皆様に御協力をいただいております。また、転入してきた外国人の方向けに、国際交流員の協力でニセコでの生活に関する様々な情報を掲載している「ニセコ町生活ガイド」を作成していただき、その中にごみの出し方についても紹介をしております。さらにごみステーションの案内看板やダメごみに貼るシールについては英語を併記し、各ごみ袋の表示も英語・中国語を併記しております。今後もごみに関する啓発等については積極的にしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、斎藤議員の五つ目の御質問にお答えいたします。

ごみの問題につきましては、学校の教科ではまず小学校4年生の社会で取り扱ってございます。ごみの収集や処理の仕組みなど基礎的な知識を学習するとともに、社会科見学においては俱知安町の

処理施設を訪問し、自分たちが排出したごみの処理過程やリサイクルの流れなどについて見聞きすることでごみ問題への意識を高めてございます。その後、中学校では社会で国の廃棄物政策や国際的なごみ問題、例えば海洋プラスチックごみ問題などを学んだり、家庭科で環境に配慮した消費行動の重要性、例えば食品ロスなどを学習するなど多角的に学びを深めてございます。

また、学校における実践的な活動として、校内外のクリーン作戦の実施、給食の牛乳パックのリサイクル、掃除の時間における分別の徹底などに取り組んでいるところでございます。各学校では単なる知識の習得にとどまらず、子どもたち一人ひとりがごみ問題について自ら考え行動できるよう指導を進めておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） このごみの問題というのは、当然ニセコ町のみならず日本全国、それこそ世界各国、地球規模の問題だと思うんです。御存じかと思いますけれども、プラスチックごみによる海洋汚染は本当に深刻で、プラスチックの量は年々増え続けて、2050年までに海洋プラスチックの量が魚の重量を超えるという予想が発表されています。プラスチックは大変な問題なんですね。

ところが、プラスチックを燃やすとCO₂が非常に上がるというジレンマというか、そういうことになっています。で、日本は国土の狭さから突出して焼却率が世界一と言われているんですね。それは日本の国土の問題がありますけれども、一般廃棄物の8割が焼却されてると言われています。

今後の処理方法なんですけれども、何よりもごみを出さない、そして減量化するにはどうするかっていうことしかないと思うんです。日本で1日に捨てられているごみの量というのは、1人当たり平均851グラムというデータが環境省から出ています。そういうわけで、ニセコ町の町民生活課からいろいろと書類いただいたんですけども、富永課長からちょっといろいろとお話を伺つてきましたけれども、ニセコ町の場合は1人1日860グラム、これは全国平均を上回っているようです。これをですね、これからちょっとまた触れさせていただきますけれども、数値目標を定める。1日1人いきなり500グラムというのは大変ですけれども、少しづつハードルを下げてきて860グラムを800グラム、それから750、700と減らしていくこと、もう目標を町が掲げて伝達することも大事じゃないかなと思っています。

そしてこれはですね、武蔵野市とか東京を一体でやっている、この市だけじゃなくてやっていて、実際にごみの分量は減りつつあるというふうに聞いています。そのごみの減量のやり方なんですけれども、一般的にごみのほとんどの重さっていうのは生ごみが多いことが言われているんです。ただ、ニセコ町の場合は生ごみを回収しますし、そしてこのデータを見ますとね、これは町民生活課がしっかりまとめてくださったんですけども、生ごみと資源ごみの量は同じぐらいになってます。生ごみは重いですからね。それでこれは提案なんですけれども、生ごみの収集はまた堆肥センターで再利用されますけれども、まずごみの量を減らす方法としては一般的家庭用コンポストの普及も大切じゃないかなと思ってます。アパートとか集合住宅に入ってる方は難しいことがあるかもしれませんけれども、こういうニセコ町のような広い環境のところではもっと普及させてもいいんじゃないかなと思っています。自分のことを取上げて申し訳ありませんけれども、町の中に住んでいても庭の一部にコンポストを使ってずっと人生でほとんど生ごみを出さない、それが堆肥になって翌年には例

えばカボチャの芽が出てカボチャができるとか野菜ができるとか、そういうこともありました。ですから、可能なところは家庭用コンポストをもっと広めてもいいのではないか、それによって生ごみの排出量も減るのではないかというふうに思っています。

これ、もう一つすごく大切なことだと思うんですけれども、分別が楽しくなるような工夫というはいかがでしょうか。大切だと思います。ニセコ町に移住して以来、新聞・段ボール以外はニセコ生活の家に出しています。紙類、ミックスペーパーですね、これなかなか皆さんごみに捨ててしまうことが多いと思うんですけれども、本当にちょっとここに簡単なものを持ってきたんですけど、ぽんとごみに捨ててしまうような、レシートもそうなんですけれどもね、こういうものも全部紙袋や何かに入れると道栄紙業さんが回収して、また紙にして再利用しています。こういうのはもう普段は皆さん可燃ごみの中に入れてしまうのではないかなと思っています。なんですけれども、生活の家では牛乳パックとかチラシとかお菓子の箱、それから今言ったミックスペーパーなんかを全部回収して、そしてそれをリサイクルしてトイレットペーパーとかにしています。何よりもこれを道栄紙業さんに届けることによって、生活の家はお金をもらえるんですね。本当にちりも積もれば山となるではないんですけれども、これが年間にすると本当に、その年によりますけれども 10 万円前後の活動費っていうか、相当のお金になるようです。ですから、こういうものが実際に役立っていて、見える化していく、そしてお金にもなって入ってきて、そして施設を少しでも潤すという見える化っていうのがやはりごみ減量には大事じゃないかなというふうに思っています。ちょっとした工夫ですから、これに対しては私個人としては苦痛に感じていません。楽しんで、これが役に立って、しかも僅かでもお金になっているということがあります。

現在ですね、多様なごみ分別といろんなのがあるんですけども、私はここでこの質問に至ったのは、まずごみの減量の方法と生ごみのこと、それからもう一つが焼却のことなんですね。いろいろと選択肢があるんですけど、ニセコ町の場合は山麓で R D F 、燃やすごみも全部回収して固形化して焼却しない方法を進めているようなんですけれども。ごみの問題、今回ちょっといろいろと、前から関わってたんですけども、さらにちょっとよく勉強する機会になりました。最も典型的なのはですね、徳島県上勝町のゼロ・ウェイスト、持続可能なまちづくりで知られています。私も緑の分権のときに訪れたことがあります。ただそのときはごみ問題で行ったわけじゃなかったんですけども、この上勝町とそれから対照的なのは東京都の武蔵野市なんですね。そしてもう一つ、香川県の三豊市。

ちょっと簡単に紹介させていただきます。上勝町というのは現在 1,300 人の人口を抱えていて、そして高齢化が 50 何%で面積も小さいところです。人口密度も 1 平方キロメートルに 10 人ちょっとぐらいという町です。13 種類で 45 分別してるんですけども、私はそれを見て非常にいいなと思ったのは、これインターネットで出てきた表なんですけれども、品目が 3 種類のカラーで分けられていてこれはリユースになります、それからこれは固形燃料になりますよ、これは焼却になりますっていうことが一目で分かるんですね。これを見ると自分が出しているごみ類がこんなふうに使われていくのかっていうことが非常に分かりやすいので、ごみ減量にもつながってくるのかなというふうに思っています。

それから武蔵野市もそうなんですけれども、中古の衣類とかね、そういうのもちゃんと町、市がち

なんとホームページで知らせています。これすごく私が焼却のことを考えたのはですね、東京都武蔵野市の議員さんと御縁があって訪問に行つたことがあったんですけども、武蔵野市は人口 14 万人、面積はニセコ町の 10 分の 1 ぐらいの広さです。人口密度すごい高いです。1 万 3,462 人という人口密度を抱えています。ところがごみの分別は 10 種類です。燃やすごみ、燃やさないごみと大型粗大ごみっていうのが、全部焼却処分されてるんですね。これはビデオでも何でも紹介されてますのでね、分かるんですけども。ここでは焼却された熱量が蒸気タービンに動かして電力に変えられている。その電力が近くの施設に送られる。その電気料というのは、私ちょっと今ここに書いてないんですけど、それこそニセコ町の住宅の電力に相当するぐらいの電力が入っているという感じがしました。これ、町の真ん中、庁舎に隣接してるんです。普通焼却炉というのは人のいないところ、離れたところでないと CO₂ の煤塵とかね、灰の問題があるんですけども、ここでは国の法律の基準をクリアして、さらに厳しく厳しくやって、そして何の問題もないという現在のところ出してるわけですね。これはすごいなと思って、それでニセコ町でも町で焼却炉を用意できないかなっていう思いがあります。規模はいろいろありますけれども、それがプールの温水に使われるとか電力供給にはそれほどならなくともなるのではないかなというふうに思っています。

それから、まったく脱焼却っていうところが香川県の三豊市なんですけども、脱焼却を目指して非常に先進的なことをやっています。調べたら全国すごいいろんなことをやってるんですけども、今ニセコ町は約人口 5,000 人で、面積 197.13 平方キロ、人口密度が 25.5 ぐらいなんです。私はニセコ町のホームページで古着だとかそういうのを常に利用者の責任でもって取引できるようにするとか、これ武蔵野市がやってますが、そういうふうにして譲りますとか譲ってくださいコーナーを設けて、値段をつけて常にホームページでそれを利用してるんです。それでごみの分量は毎年減ってきてると言っています。

ですから、いろんな自治体でいろんな取組をしているんですけども、ニセコ町もまずごみの分別が楽しくなる、負担にならない、そしてシンプルに 10 種類ぐらいに検討する、それがこれから課題じゃないかなと思ってます。繰り返しますけど、焼却炉のことも検討する、いろんな選択肢を考えいただきたいなと思ってます。ちょっと再質問長くなりましたが、またお答えによって再々質問させていただきます。

○議長（青羽雄士君） 町民生活課長。

○町民生活課長（富永匡君） 斎藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず最初の質問で数値目標を決めてはどうかということだったんですけども、それにつきましては今後のいろんな計画ですか、ごみの委員会がありますのでそこに諮りながら目標を定める必要があるのか、ただ定めるならどのような目標にするのかというのは検討してまいりたいと思います。

それとコンポストの関係なんんですけども、これにつきましてもどういうふうな部分でごみを減らしていくかという方策としては、検討していくという形になろうかと思います。ミックスペーパー等の収集については今現在分別して収集をしてまして、廃掃法という法律があって許可したり何なりがあるので、その法律に基づいてできるものなのかどうなのか、現在ちゃんと分別をされてそれが資源として流れていますので、それについてちょっと確認をさせていただきたいと思います。あと古

着の回収につきましては今回収をしております。町民センターや幼児センターに古着を置くところがありまして、それを交換するというよりも業者に渡してそれがウエスとなって再利用されるというような流れとなっています。

それから焼却炉の関係ですけども、斎藤議員ともいろいろ話をしてていると思いますが、町民の皆様にごみの処理施設の見学会というのを毎年やってるんですけど、一昨年に西胆振のほうの施設へ行きました。施設の隣に体育館とかプールがあるんですけども、そこで熱利用したりしていて、あと残渣が出たものについては資機材としてリサイクルするというような施設になっており、その施設が昨年リニューアルしたことなので来年またその施設を見学したいなと思っています。斎藤議員におかれましては、日程が合えば来ていただいて一緒に見ていただくのはどうかなと思っております。

あといろんな話があったのですが、いずれも検討をしたいと思っています。ごみ処理につきましては羊蹄山麓7町村でやっておりますので、その兼ね合いもありますので検討していくという流れにはなろうかとは思います。

分別の種類を減らすという件に関しましては、今ニセコ町は50%ぐらいのリサイクル率となっていますが、実は全国には80%以上の町があります。分別の種類を非常に細かくすると当然リサイクル率も上がるし、種類が少ないとやっぱり下がります。うちがリサイクル率にどこに定めるかという部分もありますし、斎藤議員の質問中にもありましたように町民の皆様の負担の軽減をするためにはどの程度の分別が必要なのかっていうのもいろいろあります。最終的にはごみの処理をどうするかっていうところにもかかりますけども、それについても今後検討の課題かなと思っています。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 斎藤議員。

要点を突いて簡潔にお願いします。

○7番（斎藤うめ子君） 全部大事なことです。

今のお話の中でですね、町民センターで古着だとか集めてるっていうんですけども、私何度か見たんですけども、古着じゃないんですけどもいろんな、例えば子どものスキーケードだとそういうのは一切回収してないっていうふうになってるんですけども、お持ち帰りくださいと何度も見たことがあるんですけども、それこそそういうために町のホームページを利用して譲ります譲ってくださいのコーナーを各利用する町民の方の責任で設けたらどうかなというふうに私は思っています。全く使えるんだけれども処分してしまう、行き場がなくて処分してしまう、たくさんそういうのを見たことがあります。

確かにごみの分別80%、どこの町村かはつきり教えていただきたいんですけども、それこそ上勝町なんかは100%を目指してやっていますけれども、ただごみの分別が13種類45分別なので町民の負担は重くなっているということで、検討しているというお話を聞きました。それに対して先ほど申し上げた武蔵野市なんかはむしろ、非常に私が一番心配したのはクリーンセンターの焼却炉ですね、あれを町の真ん中に建ってて、そして被害というか公害が本当にない。市民からの苦情もない。最近はそういう発達した、進んだ焼却炉もあるので、なかなか RDFっていうのはどこのところでも、全

国やってはいますけれども、あまり熱量が出ないとか引受け先がないとかいろんな問題を抱えているので、今すぐそれをやめるとかやめないとかっていうのは難しいかも知れないけれども、検討の課題になるのではないかなと思っています。

先ほど申し上げたように、熱量を利用して少なくとも温水プールにするとか、それからこれははつきり言われたんですけども、この焼却炉によって蒸気タービンで電気を発電するというのもそれこそ環境に悪くない電力を発生させるということで、いろんな考え方がありますのでこのごみ問題というのを今後もっともっと検討していただきたいなと思ってます。だから生ごみの減量とミックスペーパーの回収と焼却炉、それからホームページで再利用、リユースするコーナー、その4つをぜひ町でも検討していただきたいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 再質問にお答えをいたします。

まず古着などの交換をホームページ上でっていうことなんんですけども、それについては今やるかやらないかちょっと答えられないんですけども、ただ民間の中でそういう交換するアプリを使ってやることもできますので、そういうものを利用していただくと。古着だけではなく家電製品など要らなくなつたのでというアプリはあったはずなので。ジモティーですかね、活用していただければと思っております。

あと生ごみの関係なんですけども、生ごみの量が多いっていうのは、ニセコ町は事業系を分けていないのでホテルからの出る量が相当数で増えています、その部分を減らすっていうのはなかなか難しいものかなと思っております。

焼却施設についてはニセコ町で決めることではないのですが、毎回うちの課の中では検討といいますかこういうのがあるねというのを絶えず調査しております、それを羊蹄山麓の広域の協議会のほうにはどうにかしなきやいけないということを提言しております。いずれにいたしましても、今後検討していくかたちになると思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 補足いたします。実例を教えていただきたいということで、リサイクル8割を超えた町のお話がありましたが、私たまたまですね、鹿児島県にある大崎町にちょうど今から3年ほど前、現地にも行かせていただきました。今最新の情報見てますけども、リサイクル率は令和5年度実績で83%だそうです。人口1万1,000人ほどで農業が主幹産業のまちだというところでございますが、28品目でございます。相当町民の皆さん初め御尽力いただいて、このリサイクル率を誇っているという話を私も伺いました。

1点だけ補足といいますか、そこで私が聞いた話ですけども、そもそも大崎町においては焼却施設がない。また、埋立て処分場にする場所がもうないという危機的な状況から何とか焼却をせずに、あるいは埋立てをせずに処理する方法がないかということで、町を挙げてこの取組をスタートされたという話を伺いました。結果的には埋立て処分場も残余年数がひっ迫したところから面積は増えていませんが、今もまだ活用されているということです。要は埋立てをする手前で、相当リサイクルだ

ったり分別を細かくすることでなるべく埋立てをしないという目的のもとこの高いリサイクル率を誇っていらっしゃるという話を、私もたまたまその町に伺う機会がありましたのでちょっと補足をいたしました。

また、焼却の技術が日本では世界に比べても高いという話でしたが、大崎町の方々が言っていた話ですけども、焼却の施設の数は断トツで日本が多いんですよね。そもそも焼却をしていいのかということについても、世界基準で大崎町については町を挙げてリサイクルのまちだということで、「桜エコノミー」ということを掲げてやられているということも私は見聞きしましたので補足いたします。

一方で、先ほどもありましたけども、ごみの量をどう減らしていくかというところはなかなか今人口も増えている、あるいは観光を始めとして多くの観光客の方に来ていただいているという中で非常に矛盾してしまう部分があると思います。もし行政的な取組でごみを抜本的に減らすとなれば、例えばごみ収集の金額等も今あがってきてますので、ごみ袋の金額を上げていく、あるいは事業者の方にも少し負担をしていただくような取組があって、ごみの量を減らしていく、なるべくリサイクルができるのではないかという議論になると思います。ここについてはいろんな議論あると思いますので、総合的に判断をして町としてどの方向を目指すかについては検討課題としたいと思っています。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 質問を一時中止いたします。

この際、議事の都合により、午前11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、斎藤うめ子議員。

○7番（斎藤うめ子君） 続きまして、2件目の質問をさせていただきます。

町民への公平な情報発信について伺います。この問題については以前にも同様の質問をしましたが、これは後で再質問のときに紹介させていただきます。町からのお知らせを町民、住民に等しく配布することは、ニセコ町まちづくり基本条例の基本原則ではないでしょうか。毎月配布される広報ニセコをはじめ、健康づくりに関する検診などの案内、選挙公報などは町内会・振興会への加入の有無にかかわらず等しく配布されるものではないかと思います。

自治会の加入者であれば町からのお知らせは配布されていますが、自治会に加入していない町民には配布されていないのはニセコ町まちづくり基本条例の基本理念である情報公開、情報共有、住民参加に反するものであり、条例違反ではないかと思います。

町長の見解を伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君）　ただいまの斎藤議員の質問にお答えいたします。

まず、行政推進員による配布の状況でございますが、町内会行政推進員配付、事業所配布、個人郵送含めまして、1,891世帯へ現在配布を行っております。また、町内会によっては町内会未加入であっても配布を行っているところがあるほか、広報ニセコについては町内の公共施設とコンビニ等にも設置をし、町内会未加入者にも配慮をしております。

次に御指摘にあります広報紙、検診の案内、選挙公報などの配布状況についてですが、広報ニセコは紙での配布に限らずホームページやSNSなど多様なメディアでも展開をしており、町民に対して情報にアクセスできる機会を増やしております。また、検診などの御案内についてはSNSをはじめ、役場窓口での御案内、近所の人や地区の保健委員さんなどから情報を得て職員が直接その家へ訪問をし配布などを行っており、より丁寧に情報を届ける努力をしております。選挙公報についても同様でございます。

このように、状況によってきめ細やかに対応しておりますが、昨今の利用者の情報取得の傾向や町のリソース、すなわち人や予算などでございますが、町のリソースも踏まえながら広報ニセコなど情報の届け方を最適化し、まちづくり基本条例第3条「情報への権利」「アクセス権」を担保していくことが重要と認識しておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄土君）　斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君）　先ほどこの問題、以前にも同様の質問をしましたと申し上げたんですけれども、大分昔の話なんすけどもね、これ2011年度は12月議会で、それから2012年に一般質問します。これちゃんと載ってるんですけども、前町長の回答としては「基本原則として情報公開は原則公開するのが当然である」ということをおっしゃってるんですけども、こういうことも言ってるんですね。「広報紙の配布は町民が当該自治会に入会が原則であり、非会員は必要なものは役場に取りに来るのが住民自治であり責任ではないか」としている。非会員でも過去の経緯で配布しているところもあり、その辺の調整は今後必要と考える。それで、こここの問題なのは「町内会入会が原則であり」っていうことをここでおっしゃってるんですね。

それとですね、これもそうなんですけど、私は不思議だったので続けて質問したんですけども、2012年6月の一般質問だったんで大分昔の質問です。それでそのときは加藤事務局長が企画環境課の課長だったと思いますけれども、片山町長に質問したときに「広報ニセコの配布に関して、ニセコ町まちづくり基本条例に基づき、情報共有の基本原則を遵守しているものというふうに考えております」っていうふうにおっしゃってます。このときたしか第2回目のニセコ町まちづくり基本条例の検討委員会が開かれた後だったんですね2008年から検討委員会が始まって、そして結果が出てきたときだったんですけども、そのときに顧問として来てくださった現九州大学法科大学院の田中孝男先生が指導してくださったんですけども、田中先生がこういうことをおっしゃってるんですね。このとき一番問題になったのは、もっと知りたい今年の仕事も町内会に入会しない方は、これもあくまでも町内会に配られてるので、先ほど申し上げたように取りに行けばもらえるということだったようなんですけれども、このときこうおっしゃってるんですね。たくさんあるのでできるだけ短くし

ますね。「こういう情報というのは知りたい人にだけ知らせるというのは民主主義ではない。」ごく最近だけれども私が聞いたんですけれども、職員の方に広報ニセコとして全戸配布しないんですかって申し上げたら、町民が自治会から抜けてしまうのではないかということなので、町内会に入会していない人には配布しないっていうことでした。それに対してやはり田中先生は「役場に取りに来いではなくて、役場がお届けする、町として情報をお届けするのが基本ではないか」ということをおっしゃっていました。

これすごく大事なことなので、私が移住してくる前の神戸市でもこれ非常に問題になって、2003年からなんですけれども神戸市は直接全戸配布になりました。それから、知り合いの九州の市議会議員さんなんですけれども、やはり自治会を通して今のニセコ町と同じようなやり方をやってきたんですけれども、全戸配布するようになったら確かに自治会を抜ける方が出てきたそうなんです。それでちょっと会員の入会率が低いということで、悩ましているということなんですけれども、私は基本的に町が情報をきちんと町民に平等に届けるというのが原則だと思うんです。町内会の入会とか非会員であるっていうことは別問題だと思うんですね。町内会はやはり基本的には助け合いではないかと思ってます。

このたび選挙で田中健人さんが新町長になりましたけれども、私はこの新しい町政への期待が1,887票に出て、そして他の候補者へ投票した493票、投票しなかった32票の町民の方々が納得いく町政を進めていくこと、それにはこれまでと違った変化を期待しているのではないかというふうに思っています。それから選挙公報の配布ですけれども、投票率を上げるために全校配布するのもう基本原則ではないかと思っています。今回は急だったせいか町長選はなかったんですね。私も誰が立候補するのか、もう分からぬ方もたくさんいたんですけども、私はこの投票されなかつた方の中には、私もお電話いただきましたけれども、何だかさっぱり分からぬからどうしたらいいんですかっていうことでした。私は北海道新聞をとりますから新聞を見て、インターネットも探せましたけれども、一般の方たちはそこまで調べてないというかそういう方もいて、どなたが履行してるのか分からないという状況の中で投票をしたので投票率が下がったのかなと私は見てます。

ともかく、町が持っている情報をちゃんと町民に分け隔てなく伝えることは、一番基本ではないかと思います。その上で町内会の会員が減らないように、私はこの町内会の地域組織というのは非常に大事だと思っています。これから災害とかいろんな防災問題があったときに、ニセコ町はあんまりそういう今まで大きなことはなかったかもしれませんけれども、この御時世でどんなことが起こるか分かりませんから、やっぱり隣近所のつながりっていうのは非常に大事なんですね、イメージも大事だと思っています。全国で町内会の会員をどうやって増やそうかという試みがいろいろされています。それを参考にして進めていってもいいんじゃないかなと思います。繰り返しますけど、やっぱり災害それから防災に対する結束ですね。隣は何をしてる人かっていうことは近所の人が一番よく知っていますから、情報共有とは別問題として声をかけていく。

卑近な例ですけれどもね、去年の冬でしたけれども、近所の方いつもそこに住んでないんですけども除雪ができなかったんですね、除雪機がないとかで。すぐ向かいの方のお宅に除雪機が置いてあるんですけども、私のところに相談に来られたのでうちよりもそこの向かいの方にちょっと声かけ

たら除雪機を貸していただけるんですかって言いましたら、全然面識はないし知らない人に声をかけられないっていう答えが返ってきました。こんな大雪の中で自由に声かけられる、そういう体制が必要かなと思ってるんですけども、そのためにはそれこそ全員、町内会なり地域のそういう振興会に加入は大切だと思ってます。これからますます高齢化とかいろんなことでやっぱり地域の人が一番よく分かりますのでね、そのためのやっぱりいろんな計画とか考えていかれたほうがいいんじゃないかなというふうに思ってます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 情報を共有することと同時に町内会での結束も大事よということだったかなと思いますが、そこと情報共有することは別だというお話だったと。しかし、ニセコ町は先ほど申し上げたような方法で現状では情報の共有をさせていただいております。町内会に御負担いただきながら広報も含めて配布というかたちをしておりますので、これをなくしてしまうという方向が本当に進むべき方向として良いのだろうかということは検討しなければならないと思います。

ただ、届かない方々に対してということですが、それは今はネット社会でもありますから、そういうものも駆使して情報を提示させていただいている、それは御家庭にいてももちろん情報にアクセスできるということでございます。だんだん携帯電話を持たない方というのは本当に少なくなってきたると思いますから、ではそういう方々がということになれば、これも先ほど申し上げましたが、例えば公共施設やコンビニエンスストア等々でも設置をさせていただいて、そういうところにお買い物に行った際にアクセスはできるというようなところについてはある程度網羅させていただいていると思います。

どのような方法をとったにしても、100%皆さんにお知らせするというのはやはり説明責任があるということもございますけども、同時にアクセスしていただくことについても場合によってはスマホを使っていただけますとかそういうようなお手間が必要になってくると思いますので、なお検討の課題とは思いますが、現状ではやれるべきところは非常に情報共有させていただいているのではないかとニセコ町としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 斎藤議員。

○7番（斎藤うめ子君） 今の答弁をお聞きすると、今までの現状を踏襲していくっていう考え方なので、私はもう非常に残念というかがっかりしてるんですけども、これはね、繰り返しますけど、基本的には全部いらないという人ももちろんいると思いますけども、一般に配られている広報の中にはいろんなお知らせも入ってるんですね。それで、役場だけじゃなくて7、8か所、コンビニだとかに置いていますが、広報誌だけ置いてますね。ほかの情報がなかなか入りづらい。そしてまた最近は高齢者とは限らないんですけども、スマホだとかね、パソコンだとか見ないっていう方も結構多くなってきてます。だから、なぜこういうことに躊躇されるのか、全国的な方向としては地方の小さな自治体、ニセコ町もそうですけれども、そういうところはまだ現状維持のところも多いかもしれませんけれども、やはりみんなえてててるんですね。前はこうだったけれどもこういうふうにした、しなければならないっていう考え方で。ですから、ニセコ町もまず町が発信するものは紙媒体で配る

ということが私は原理原則だと思っています。

その上で町内会は町内会で、先ほど言ったように町内会の活性化、入会、要するに町のまるで株組織のように、大変便利ですのでね、昔からそういう考え方があったと思うんですけれども、そういう考え方ではなくてやはりまちづくり基本条例を遵守するっていうことをうたってますのでね、それはやはり今回ぜひ変化を期待している方たちもたくさんおりますのでね、町長に投票した人もしなかった人も、それから選挙に行かなかった人も何らかの変化を期待してると思うんです。その一つにやっぱり情報共有はあると思います。これは基本ですので、もう積極的に来年の1月からでも検討していただきたいと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの斎藤議員の再々質問にお答えいたします。

情報公開の考え方について非常に鋭い御指摘をいただいているところでございますが、私も以前は委員という立場でございましたが、ニセコ町では広報広聴検討委員会も運営をしております。情報発信、広聴機能がどうあるべきかということを有識者の方あるいは、町民の方から御意見をいただくという機関でございまして、私が就任してから先日も広報広聴検討会議を開催をさせていただきました。その中の意見としては、デジタルを活用し紙は極力減らす方向で検討するべきではないかというような御意見もちょうだいしております。

また、各地区ごと、町内会・振興会ごとによっても御事情が異なるということは非常に受け止めているところでございますが、そういう配布物も負担になるということで何とか紙ありきではない方法も検討するべきではないかという御意見もちょうだいしております。だからといって紙を廃止するという話ではないとは思っておりますが、今まさにデジタル、DX含めこの議会の運営もデジタル化が進み、タブレットでという形にもこの数年で変化されたと私は認識しております。今まさにこの過渡期ですので、どのような在り方がいいのかについては総合的に判断をして今後の方針を進めていく必要があるのかなと受け止めております。

また、こちらは情報発信という意味では少し異なる文脈になるかもしれません、私は住民参加、情報公開の考え方として行政の情報を一方的に発信すること、これを周知することももちろん大切であります。ただ一方では、先日まで行われたまちづくり懇談会でも御意見としてもちょうだいしておりますが、町に対して意見をした内容がしっかりと届けられて、どのようにそれを受け止めたかについてしっかり情報を打ち返していく機能についても、情報公開を進めていく上では私は重要な機能、むしろそれをしっかりとやっていくことが、透明性のある行政運営につながるのではないかと考えております。

ですので、1月にでもとすごく強い御期待も含めていただきましたが、今回まちづくり懇談会には先日の行政報告でもさせていただきましたが、非常に多くの方に御参加いただきました。たくさんの御意見をちょうだいしました。私がまずすぐできることとして、少し見え方等については手探りながらではありますが、従来はいただいた意見を抽出して広報誌に掲載をし発信をしておりましたが、原則個人情報等の情報を省いた上で、基本的にはいただいた御意見全てを役場のホームページでしっかり掲載をしていくという方針で今担当課にも指示をしております。

あるいは町のホームページ等から御意見をいただく機会もございます。まだ私が就任してからは実行に移っていませんが、まちづくりトークといったような場面等でも御要望だけではないと思いますが、御意見があったかについて、閉鎖的な場面でやるのではなくてしっかりと町のホームページ等で発信をしていくという体制にまずは切替えていきたい。ここを一つの変化としてとらえていただき、より良い住民参加、情報公開の町としての在り方として目指していきたいと考えておりますので、何とぞ御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君）　この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩　午前11時48分
再開　午後 0時55分

○議長（青羽雄士君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、榎原龍弥議員。

○4番（榎原龍弥君）　通告に従い、一般質問させていただきます。

税金の使い方について。令和7年度のニセコ町一般会計予算は104億円と、過去の会計予算や標準財政規模との比較でも非常に大きな金額ではありますが、定例会・臨時会含め、その後の補正予算にて総額110億円にならんとしています。

さらにここに来て法定外目的税である宿泊税において、増税となる条例改正を上程されております。前町長からの予算を引き継がざるを得ない状況も想像できますが、今回の宿泊税については田中町長自らの判断で追加の財源を要求しているものと理解しています。

議員として一つ一つの案件について慎重に審議していく姿勢に変わりはございませんが、税金全般の使い方について田中町長の基本的な考え方を前町長との比較を含めて伺います。

○議長（青羽雄士君）　田中町長。

○町長（田中健人君）　ただいまの榎原議員の質問にお答えいたします。

まず、議員の御質問では宿泊税の制度改正により、ニセコ町の宿泊税が増税となるというような御指摘も含んでいたかなと思いますが、まずこの点について必ずしもそうではないということについては申し上げさせていただければと思います。今回定率制に宿泊税の制度を改めることにより、全ての宿泊料金に対して同じ割合で御負担いただく仕組みとなります。これに伴い北海道宿泊税が導入された場合、一部の価格帯では現行の制度のままよりも宿泊税の負担が減る計算となります。具体的には1泊1万円未満の価格帯やニセコ町の主要な価格帯の一部を占める1泊2万円から2万3,300円の施設にお泊まりになるお客様が対象となります。繰り返しになりますが、必ずしも増税となる条例改正という御指摘はそうではない部分もあるのかなというところで、改めて申し上げます。

それを踏まえた上でございますが、今回の定額制から定率制への変更について、これまで様々な議論やアンケート等の結果も踏まえつつ、10月15日に開催した宿泊事業者との意見交換会での意見、

課税手続きの在り方、エリアでの制度の統一化など熟考しながら、総合的な観点で改正を進める必要があると判断をし、本定例議会において宿泊税の条例改正を上程したところでございます。冒頭では必ずしも増税ではないということも申し上げましたが、結果としては定額制から定率制になることで町の財源増加は見込まれます。一方で、財政的にも令和8年度以降に財政需要の増加が見込まれていることもあり、宿泊税は観光に起因する町の様々な課題を解決するために必要な財源であると考えております。

なお、令和7年度の宿泊税については、地域内交通の充実、例えば周遊バスですとかG Oタクシー等でございますが、宿泊事業者の環境負荷低減の支援などに活用しているところです。また、宿泊税以外の財源についても、第6次総合計画や第3次自治総合戦略などに沿って一つ一つ実施する施策について協議を進めていきたいと考えているところでございます。

榎原議員はじめ、議員の皆様に御支援をよろしくお願いを申し上げ回答といたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 榎原議員。

○4番（榎原龍弥君） 今の町長の御答弁って結構宿泊税に寄った御答弁だったと思ってまして、私はもう少し根本的な町長の税金に対するお考えを聞きたいという質問の趣旨であったわけですね。なぜこんな質問をさせていただかうかというと、私も含めて町民の一定数はまだ町長のことをほとんど知らないと思うんですね、一定数ですね。選挙時点では田中町長を全く知らない人は結構いらっしゃいましたし、公表されているデータも少ないですよね。例えば「進学を機に上京したが起業家を志し中退」というようなことを書いてあったけども、どこの大学を中退されたのかとかそもそも起業家って何だっていうようなことも、割と私はピンとこないと。それからITベンチャーの企業メンバーということでもあるんですけど、どんなITベンチャーか全然わかんないとか、ニセコまちだとか御自身の経営されていた会社での実績とかも一般の町民ってほとんどわかんないのかなと思ってるわけなんですね。その中で、何となくすごい方なのかなと思いつつも実際にどういう方なのかなっていうのは分からぬ中で、税金全般に関してどういうお考えをされる人なんだろうなと思っております。その辺にすごく関心があるといったところですね。行政経験がないということはどうでもいいんですけど、所信表明をお聞きしても何となくピンとこない部分が多いかなと思ってまして、これ全部個人の感想なんですけれども、これらの関心はニセコ町を引っ張っていっていただくという期待の下にあるわけなんですね。ですから、関係ない人には関心もないんですけども、そういうことなんで相場的な言葉もいいんですけども、具体的な施策一つ一つに田中町長ならではのお考えを見ていきたいなと思ってる次第でございます。そういった中で、いきなりこういう本会議になってしまって、具体的な重要案件を審議中という状況ではあるんですけども、申し上げてきたとおり田中町長の根本的な考え方について質問させていただくといった次第でございます。

まず最初に質問させていただいた一般会計については、104億円や110億円とかこの辺についてはあまり御答弁いただけてないのかなと思ってまして、6億円上がっただけとかっていう見方もできると思うし、町民1人あたり12万円ですよね。当然12万円以上の幸せが町民に訪れると思って使われるんでしょうけれども、逆に計画の見直しとかっていうのも町長変わられたこの時点ではあります

と思うわけなんですね。その辺も含めて細かいことはいいんですけども、予算に対する節度とかつていうのを田中町長の基本的な考え方をお聞きしたいということがございます。

それから、宿泊税についてはですね、一般財源でやる部分と今回の宿泊税でやる部分との線引きについては明確な考え方をお聞きしたいと思っております。通常であれば観光振興というのは一般財源でやるべきところがあって、それでどうしてもできないところっていうのに目的税を持ってくるみたいな考え方があると思うんですけども。この辺はほかの大きな自治体を見ても、その辺の線引きがされているような気がします。

定額制、定率制については、私の場合は全く問題にしておりません。この件については町側からの説明では合意形成されてたというふうにお聞きしてまして、それが11月の頭だったんですね。この件について事業者側からは合意がされてると思っていたので、それについては税務課の説明を聞いて納得いく部分ではあったわけなんです。税務課の説明については何の疑問もないし、そのとおりだらうと思ってたわけですね。ところが12月1日にある事業者さんからお話を聞いたところ全く合意しないと。このやり方はおかしいんじゃないのかなと思って相談がきたということなんですね。内容を聞いたところ、今まで税務課から説明されていたことと全く違う。事業者さんが話してた内容は理解できます。それから、税務課が説明した内容も理解できる。それで12月3日に町長、副町長に直接説明をいただいたわけなんですけれども、事業者の疑問はその席では説明されてないと私のほうは思ってるんです。私の段階ではそれは納得いかなかつたわけですね。これは私のポジショントークとかではなくて、フランクの目線で見ても私が納得できる説明ではなかつたということなんです。ということは、私から事業者に対して説得の説明もできないというような段階になっております。

その後、ある事業者から副町長とじっくり会談した旨を聞いたんですけども、これも全く副町長の説明と事業者の理解というか説明してほしい内容が異なつていてのことになっております。その方は選挙において町長に期待してたんだけども、信用できないと言つてるわけなんですね。決まれば税金だからきっちり払うけれども、お金の問題ではなくて信用の問題だとまでおっしゃってる。この事業者さんは私は昔からの知り合いで、自分たちの利益だけではなく、これまで地元の観光振興に御尽力いただきてきていると思ってるわけです。論点は町側が考えておられるオペレーションの問題ではなくて、町税の目的であり使途であるというふうに考えてます。

そこに田中町長の骨太の考え方があるのかどうかっていうのが、私が理解している事業者が説明を求めているものだというふうに思つております。

私もどこかの事業者の主張を代弁する気はないんですね。事実はどうあれ、行き違いが起きているのは確実であり、これに対して町長は話し合いを諦めるんですかってことなんです。部分的な問題ではなくて、これは町長の根本的な姿勢が問われることだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 今の議員の再質問にお答えいたします。

町長のことをよく知らないというお声があるということで、そのようにお声を発していただけることにまずありがたいなというところでございます。細かなプロフィール等についてはこの場では発言することは控えますけども、まず今年度104億から110億になったという点と税の使途を聞き

たいという部分について回答をさせていただければと思います。

私の今の認識としまして、今年度 104 億から 110 億になったという部分につきましても、大きな工事関係の事業が重なったタイミングであり、次年度以降の予算も同様に 100 何億となっていくということが前提であるとは考えておりません。ただし、一方では今ニセコ町自体が先ほども申し上げましたけども、人口が増加している、あるいは事業者の数も増加をしている。これだけ観光事業もあるという意味では、引き続き歩みを止めずに適切な場所に是々非々で判断をして、行政として手当てをするべきところに手当てをしていくという姿勢を、まず私の税の考え方総論ということでございますが、お伝えを申し上げたいというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 事業者の皆さんとの理解・信用の問題というお話をいただきました。論点はオペレーションではなく目的であり使途であるというようなお話だったかということ、そしてその話し合いを立ち止まらずにやめてしまうのかというようなところがお話の趣旨かなというふうに捉えております。

まず使途という意味につきましては、この宿泊税は昨年の 11 月からスタートさせていただいたということがまずそもそもの基本でございます。その基本の部分では、六つの柱を立ててこのような形で活用していきますというお話をさせていただいたと。ただ、その細かいいろいろな事業の積み上げが今回の 3% になっているのかということを問われているのかなというふうに思いますが、こここの部分については今鋭意皆さんからのお話を聞いたり、事業者さんのお話も聞く中で、使途については少しずつ固めていっていると。ただ直近ですぐにやらなければならないという意味においては交通事情の問題がありますので、そこについては先駆けて実施をさせていただきますということについては、議会の中でもお話をさせていただいたところでございます。

遡って、もともとの宿泊税を立ち上げたという部分については、宿泊事業はニセコ町にとって産業の両翼の一つでありますし、大切な本当にありがたい事業でございます。農業と観光の町とずっと前から言っているところでございますから、そのうちの一翼を担う観光事業だということで大事な事業であります。

それから、観光が隆盛してたくさんお客様が来ていただくことによって、なんていいますか利点といいますか、様々な良い部分がニセコにはたくさん発生をしていると。例えば雇用が生まれていることも含めて、ニセコの人口の減少になっていないということについては、観光事業が下支えをしているということは皆さん御承知のところかと思います。そこについては数字では表せない部分も含めて、相当な恩恵があるということは町も理解しております。

同時に、様々な行政コストも上がってきています。当たり前でしょうけど、お客様がたくさん来るということはごみもたくさん出るということでございますし、例えばございますが、救急の体系につきましてもニセコ町は 5,000 人の町に比して消防の職員の人数も多く配置しておりますが、それでも冬になると相当な数、これは他の観光のない町、スキー場のない町から見ると相当な数の救急もございます。そういう様々な行政コストが高上がりになってきている中で、そこにそのまま宿泊税を今導入するという考え方ではございませんが、将来的にはあるかと思いますけども、そういう状

況ではありませんが、そこにかかっていくコストということを考えしていくと観光部分に捻出していくお金がなかなか捻出できない状況が生まれてきつつある、将来的にはもっとそれが広がるだろうと。そういう中で、宿泊税導入の決断をさせていただいたというのが昨年の11月のスタートということになります。

そのような状況の中でまずスタートをさせていただいて、その後3%に変えると。3%に変えることについては、議員におかれましてはそこには何の問題もないんだということでお話をいただいたかと思いますが、

(何事か声あり)

ちょっと違うかもしれません、それは後で訂正させていただきたいと思います。

北海道が宿泊税を上乗せして実施をしてくるということについては、私どもは当初から反対をさせていただいていました。ですが、そこはやっぱりやるということで決められたので、それは課税自主権がございますので北海道が実施するということを法的に止めるることはできませんが、実施されたとなったときに定額制・定率制の並存というのは我々としては無理だろうという判断の中で、最初は定額制を選択をさせていただいたと。これも定率から定額に変更させていただいて、定額制で実施をスタートしました。このとき北海道税が入ってくるということでございますので、宿泊事業者の皆さんにオペレーションとして、一番スムーズな方法としては我々が3%を徴収させていただいた上で、我々サイドで北海道税についても計算をさせていただいて北海道に納入するという形が一番スムーズにいくだろうという形でやらせていただいたということでございます。ちょっと質問の趣旨からずれてるかもしれません、そういうような形でございます。

それから宿泊税の3%ということにつきましては、実際に今積み上げていく中で3%が必要なんだということではなくて、かかる行政コストはたくさん出てきているわけですが、宿泊事業者ではなくて宿泊者のお客様からいただくという部分については3%が限度だろうということで、そこは設定をさせていただいたということでございます。使途については、今後も交通の関係だとかいうことについてはある程度決め打ちでさせていただいている部分もすでにございますが、それ以外の部分についても御意見をいただきながら使途を固めてまいりたいと考えておりますので、話し合いをやめるということはないものと考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ただいま町長、副町長から御答弁いただいたんですけども、今の説明で我々が納得をして事業者を納得させられるか、町民に御納得いただけるかという部分についてはいくつか懸念が残ってます。それから最後に副町長が言われたように、話し合いを諦めないとすれば、例えばこれ議決した後でまだまだ話し合っていう話になるのかなっていうのも少し思って、話がちょっととばらついているのでもう少し質問させていただきます。

結局一般財源とのすみ分けってどこに引くのかなって言ったときに、例えばいろんなことで矛盾が起きてくると思ってるんですね。行政コストが増えるだろうっていうのは観光客増に伴う部分もありますけれども、そうじゃなくて全体の社会的コストが上がってくるっていうことは十分考える

わけですよね。その中で今出たのがごみとか救急とかっていう問題が出ていて、これは統計的に分けられるはずだと思ってるんですね、増えた分がいくらぐらいだからここは宿泊税を充当するとか。これはすごく分かりやすいところなんです。計算によって自動的にやるのであれば、町長がそういうふうに進めればいいし、ただ、観光振興とかっていう問題になってくると、これって結構微妙だと思っています。観光振興って別に町がやってくれなくても俺ら自分でやるよって思ってるところ多いわけですね。

冒頭に町長が御答弁いただいたんですけども、これは明らかに僕は増税だと思っています。それは結果的な徴収額が増えるから。1.5倍なり1.6倍という試算が出てるわけですよね。だからこれはさっき副町長が言われたように3%に納得しているというものではなくて、2%でも済むんじゃないのっていうような見方もできるわけなんですよ。この辺は特に突っ込みがございません。それで、観光振興の問題とは別だけどごみとか救急だとかっていう問題を誰が協議するのかといったときに、観光審議会じゃないわけですね。観光審議会の今のメンバーにはその辺のスペシャリストっていうのはいらっしゃらないと思うし、観光審議会のメンバーも前回より減っていますよね。この辺もどういう意図で減っているのかよく分からないという意味では、どこでどういう審議がなされるかっていう点についても非常に不明確な部分があるなと思っています。

町長が是々非々とか、副町長は皆さんのお考えを聞きながらとか協議しながらと言っていますけれども、そういう意味ではもう少し根本的な部分を確認したいなというのが質問に一貫して通ってる考え方です。これ再々質問で最後になってしまって、私もそうですけども事業者さんや町民に対する最後の説明だと思って、何か一言いただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 増税という部分については、やっぱりちょっと違和感がございまして、3%の中に含まれてる北海道税は増税、これは間違いないということでございますが、全体費用としてニセコの税金が上がる、確かにそれもそうです。ただ、先ほど町長から申し上げましたように、宿泊者お客様一人ひとりで見れば、おおむねですけれども低価格帯の宿泊をされる皆さんについては、ニセコ町側が定額で実施していたときより定率になったほうがニセコ町部分の税金については下がるということも含め、全体としては金額が大きくなるけれども、泊まるお客様個々では下がる方もいらっしゃるということなので、私どもとしてはそこは増税と言い切れるものではないのではないかという考え方でございます。

それから一般財源とのすみ分けという部分については、将来的には増額する行政コストに充てていくということがはっきりすればそういうことをしていくこともありますですが、現状においては増えていく行政コストに対して観光振興に資する予算を捻出しづらくなってくるということがありますので、その捻出しづらくなる観光振興に対する予算を宿泊税で賄うかたちで考えているということなので、すみ分けはできるしさせていくというふうに考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 私も今いろいろ伺っていたお話の中で、私の立場としてどういうふうなお話をいいのかっていうところをちょっとと考えながら、今もなかなか整理はついていないんです

けれども、令和5年3月から税務課が宿泊税の主管業務として引き受けことになります、かれこれ3年弱経ちました。この間、議員の皆様に対しては全員協議会のなかで政策案件説明会ということでしたしか7回、宿泊税の導入の趣旨、使途、制度も含めて、皆様の貴重な時間をいただきながらいろいろお話をさせていただいたかと思います。今回北海道税が導入されることによりまして、これからニセコ町はどういった形で進めていくのかっていうお話を含めて、今年の9月から3回全員協議会を開催させていただきました。非常に長い時間ちょうどいいしまして、延べ3時間超宿泊税に関して全ていろいろな制度ですとか使途ですとか考え方も含めてお話をさせていただいたつもりではございます。なかなか私どもの説明も拙かった部分もありまして、今いただいたお話の中には、町の方、私どもとしてお伝えし切れてなかったのかなっていう部分があったところは、なかなか忸怩たる思いではございます。

まず使途ですとかそういった部分に関する基本的な考え方は、今回制度を定額制から定率制に改めることに関して何ら変わってはございません。それは前回12月の政策案件説明会でも御説明したとおりでございます。もうひとつ、少しシンプルにお話をしますと、行政需要ですとかいろいろなお話をしてもちょっと話があっち行ったりこっち行ったりしてとっちらかるんですけども、ニセコ町の財政的に自主財源で全部賄えてないのは皆さん周知のとおりかと思います。財源としてはあるにこしたことはないんですが、何ぼでも取りますという話ではございません。まず宿泊税を納めていただくのは、ニセコにお越しいただいてお泊まりいただくお客様です。御負担いただくのはお泊まりいただいたお客様で、その方に対してニセコ町が提供するいろいろな行政、サービスとは言いたくないんですが、先ほど申し上げたごみですとか救急ですとかそういった部分も含めて、皆さんをお迎えするにあたっていろんな部分で実際の定住人口以上のコストがかかっている部分はあるのは確かです。

ただそれに関してどうのこうのと申し上げるわけではなくて、相当分というかそういった部分で、見合い分の御負担をいただくと同時に、いただいたお金の使い道についてはまたお越しいただけるように、より良い観光地づくりに使うというのが根本的な観光目的税の考え方です。一般財源という御指摘の考えが私としてはどういったお考えなのかっていうところなんですけれども、基本的に一般会計に入ってくるお金であって、一般会計の中から支出するお金なので一般財源なのかなと思うんですが、もしかしたら基金に積んでそこから全部使うとかっていうお話なのかもしれません、宿泊税は目的税です。入湯税と同様に目的税、法律で定められている仕組みで目的にしか使えないということで、その目的をどうするか。まず大まかな考え方としては、今回一部改正はさせていただいておりますが、宿泊税条例第1条に書いてるとおりの目的に使います。癒やしのリゾート地として、持続可能な、さらに町民生活と調和した生活、観光地づくりに充てるために使うお金です。

細かく交通ですかそういった部分のことについては、繰り返し申し上げてるとおり、毎年観光関連の事業者さんですか宿泊事業者さんに集まっていますが、どんな観光課題があるのかこれからどういうところに投資をしていくべきなのかといった部分の話し合いを重ねて、それを予算案として計上する、その予算案に関して議員の皆様にお諮りをするという流れで、その使い道を決めていきます。そこに関してニセコ町の宿泊事業者さんなり経営者さんの意見を受入れないというような、そういう思いをさせてしまってるのは申し訳ないですけれども、決してそうではないということ

は繰り返し政策案件説明会の中でも、お話をさせていただいたつもりです。なので、そこについては特定の事業者さんの意に沿った使途になるかどうか分かりません。ただ、ニセコ町の観光地づくりとして、観光客が増えることによって町民の皆さんに我慢をさせることがないっていうことも含めて、そういった部分の使い道を毎年毎年皆さんとの協議の中で使い道を決めていく、その仕組みについては全く揺るがないという部分だけ御理解をいただければと思います。これはもう何度も繰り返し申し上げておりますが、ちょっと伝えた方が悪くて、そこら辺のお話はなかなか伝わってなかつたかもしれません。

ただ、これも申し上げましたが、このような小さな町で独自な税金をつくるっていうのは相当の覚悟が要ります。その覚悟を実現するための柱は、税の仕組みとして揺るぎなく不正がなくきちんとしたもので税として存続しうること、もう一つは使い道が皆さんにとって納得しうること。この両輪があってやっていくことなので、今までがどうのっていうことではなくて、これからその使い道を皆さんにぜひ話し合っていただきたい。そういう部分で、僭越ですがこれからもどうかその制度が変わろうが変わるまいが、宿泊税の仕組みに関してはそういうものだという御理解をいただいて、ぜひどうぞその人に関してはいつでもどこでもお話ををしていただければ、恐らく私も含めて担当部署のほうでそれを一緒に考えていくというのがニセコのまちづくりではないのかなと思っております。非常に僭越な話にもなりましたけれども、どうか御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君）　馬渕課長。

○商工観光課長（馬渕由香君）　補足させていただきます。

先ほど町長、副町長、税務課長からも説明があったとおり、当課に事業者様からいろんな御意見が今年においても6月から始まり11月まで直接あつたり、来られない方のためにオンラインフォームでの意見の受付けなどで丁寧に聞いてきているところでございます。これらの仕組みについては、今後も継続させていただきたいと思ってございます。

また、御質問にありました観光審議会の人数の減については、昨年度までは13人の審議委員さんがいらっしゃいました。今年新たに募集をかけまして9名となってございます。この人数の減ですが、もともと募集をかけてこなかったというのもあるんですけども、13人と人数の多い中で観光審議会の委員さんの発言の時間が短くなったりですか、議論の進路があまりよくなかったりとかというのもありましたので、このたび9名とさせていただいたところであります。これは人数を少なくて意見を少なくしたいのではなく、逆に話合いの中身をもう少し深めて皆様の御意見をいただきたいという思いから、9名としたところでございます。

○議長（青羽雄士君）　田中町長。

○町長（田中健人君）　重ねて、最後に補足をさせていただきます。

町長としての姿勢はどうかということについても御質問もあったかなと思いますので、改めて申し上げたいと思います。この宿泊税に関しては、私の当然就任以前からいろいろな検討経緯があったというふうに認識しております。もちろん宿泊税の使途については、定額であろうが定率であろうがその目的については揺るがないものだと先ほども税務課長からもありましたが、私もその認識で

ございます。

一方で私の就任してからの変更といいますか、大きな舵取りということでその姿勢についても問われておりますが、そもそもこのスタートの時点では定率制でニセコ町はいくべきだという議論が、いろんな場面いろんな会議の中でも検討があった中で、定額にならざるを得なかつたといった経緯経過、そして私自身も説明会には参加もさせていただきました。あるいは町民懇談会等も含めてですね、町民あるいは事業者の方も含めて、多くの方々からこの御意見についても投げかけをさせていただきました。その中で、もちろん全員が全員、いい悪いというものは起こり得ないものだと思いますが、私の中では決して定率にするべきだ、本来そうだったからそのほうが望ましいといったような声のほうが私としては肌感覚としても非常に大きい、むしろ期待してると。

先ほど議員から事業者の方が観光プロモーションについては行えばいいものであって、行政が関与するものではないのではないかというような趣旨の御意見をいただいたと思いますが、例えば今観光審議会で議論してある使途についての案として、町道部分あるいは町道以外の道路も含めて冬の渋滞交通になっている部分の緩和、事故を防ぐための措置としてロードヒーティングを導入してみてはどうか、もちろん導入ののち町道についてはランニングコストも含めてかかるものですので、すぐやろうという判断にはしっかりと皆さんの御意見を聞く必要もありますが、そういったような公共性もあるような政策については一事業者、特定の事業者だけが観光振興のために何かできるという分野ではないと私は受け止めております。

ですから、今ニセコもこの冬を迎えて、ありがたいことに多くの観光客の方に来ていただいておりますが、またその方が冬以外の季節も含めてニセコに行きたいなと思っていただけるような取組みを町としてしっかりと、財源として手当てをしていく。それが私は宿泊税だと認識しておりますので、この姿勢については繰り返しですけど申し上げたいところです。同時に今回選挙を終えてこの立場に立たせていただいておりますが、ニセコというこの高い知名度、ブランドはあるものの、一方では住民からすると暮らしにくいといったような声も切実な声として上がっています。それをしっかりと受け止めて、私はこのニセコの高い知名度を生かして町政運営に反映をしていきたいんだということを最も力強く申し上げさせていただいた次第です。

もちろんこの宿泊税を町民のためだけに使うという意図ではないですが、しっかりとニセコの今のこの現状を踏まえて、まさに是々非々で判断をさせていただいたというのがこの宿泊税の議論であるということを最後に補足をさせていただきます。最後は町民のあるいは事業者も含めてでしょうか、代表である議員の皆様に今回条例改正ということで上程をしておりますが、御審議いただいた結果がある種の民意だと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員、何かありましたら特別に発言を許可しますが。

○4番（榊原龍弥君） ありがとうございます。

ちょっと答弁がいろいろ長かったんですけども、まず副町長の答弁としては必ずしも増税でないっておっしゃいましたよね。減税になる方もいらっしゃるけれどもトータルでは増税だったら増税じゃないですか。それ、すり替えだと思うわけですよね。だってトータルで増えるのは減税というんですか、税務課長。

税務課長の言ってる話も分かります、もちろん。でもね、払うのは事業者じゃなくて宿泊者だって言ってますけど、宿泊者が3%の売価を変えられるとしたら、それって経営はすごく楽ですよね。3%上げて、例えば10万円が10万3,000円になると。それでも売上げは変わらないのなら、事業者が10万3,000円平気で上げるんじゃないですか。今回3%入ってくることによって10万3,000で売らなきやいけないけれども、そのうちの3,000円を取られてしまうという意味ではね、この3%は大したものではないというのはちょっと発想としてはどうなのかなというふうに思います。

その微妙なせめぎ合いの中で、それから観光にも予算あるわけですよね、それ特別税を使わないでも観光に一般的な予算はあるわけですから、それをあえて目的税を使うっていうことについてはその部分での線引きが必要ではないのかなという意味です。でいけば、税金でやらなきやいけない部分もあるし、事業者独自ができる部分もあるっていう中でのせめぎ合いだと思っております。

いろいろ説明をお聞きする中で、今反論させていただいたちょっと誤ってる解釈じゃないかなって私が思う点に関しては指摘させていただきました。後については大体皆さんが言われてることは全部理解しています。ただし、それを理解していないというか納得いかない事業者がいるということについて、その理論の延長には納得いただけないんじゃないのか、もう少しお考えいただけないかというのが今回の一途でございます。どうか納得いただけない事業者が悪い、少数派なんだというような考えに至らないでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ありがとうございます。そうですね、ちょっと水掛け論になってしまいますが、皆さんの感覚で言うところの増税と私どものというところがあれなので、そこの議論はもうあれですが、税の增收はありますけれども、あと3%というのはニセコ町税だけではなくて北海道税も含まれることから、ニセコ町税としては実質的に推計上は2%強になります。その部分の残りは北海道税になってきますので、ちょっとそこだけ御理解をいただければと思います。

一般財源という先ほどのお話なんですけれども、何いうんでしょう、一つの事業では宿泊税しか充てないという事業の縛り方をしていいのかというところがあって、現状ニセコ町の観光振興予算っていうのは、恐らく今当初予算で観光費だけで3億円ぐらいあったかと思うんですが、それに対してニセコ町の昨年度の宿泊税収は1億2,800万円です。なので、これは宿泊税しか充てませんとかそういうことではなくて、観光地づくりとしての観光振興経費の中で、その予算の中の財源としてとても有効な真水といいますか、今までが交付税とかでは全く措置されてこなかった。私どもが宿泊事業者の皆さんたちに御苦勞をおかけして集めていただいた、そういう財源を充てられるという考え方であって、そこで何か線引きをするっていうこと自体が果たして合理的なのかどうか。

あと、よくそれは自治体によって差があるんですが、宿泊税の税収を完全に基金に積んでしまう自治体とこういった私どものように、うちも基金条例をつくりましたけれども、普通の観光予算の中に入ってくるっていうところといろいろあるんですが、そこは自治体経営としての考え方の違いにはなってくるかもしれません。そこはちょっと私が踏み込むよりも財政的な考え方になってくるんですが、逆に基金に積むっていうことのよしあしもありまして、そういうことよりは先ほど申し上げたようなそのときそのときの観光課題に機動的に使える、そういう部分に機動的に使途を充てら

れるということであれば、個人的になんでも基金に積んでしまうとか、これは全部宿泊税じゃないと使えませんというような線引きをしたほうが、かえって皆さんに対して実効性のある使い道にはならないのではないかと。私は財政担当じゃないのでもしかしたら考え方方が違つたりするかもしぬないので、もし必要であれば後で補足いただきますけれども、私が説明する中ではそういった考えを持って今までやらせていただいたところです。

○議長（青羽雄士君） 次の質問に移ります。

3番、高木直良議員。

○3番（高木直良君） 通告は3問させていただいてます。

第1問目であります。熱中症等防止対策としてのエアコン設置助成制度について。今年の6月から8月の平均気温は統計開始以来最高水準。全国で猛暑日（最高気温が35℃以上）が過去最多となり、余市や俱知安などの観測点でも平均を大きく上回る真夏日が続きました。環境省の暑さ指数（W B G T）でも「厳重警戒」レベルの日が複数週にわたり観測されています。その結果、熱中症による救急搬送件数も全国で10万人にのぼり、ニセコ町でも搬送事例が3件ほどあったと聞いております。

ニセコ町内の公共施設では、この間の予算措置でエアコンが整備され、個人住宅でも設置する方が増えております。新設する高校寮や公営住宅にも設置されていきます。こうしたもとで、設置に伴う経済的負担に対応できない世帯に向けて、何らかの助成制度を新設すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

近年の石狩、空知、後志地方の熱中症警戒アラートの発報回数でございますが、令和7年2回、令和6年0回、令和5年4回、令和4年0回、令和3年4回となっており、消防ニセコ支署の熱中症による救急搬送回数は令和7年3件、令和6年で5件となっております。また、近隣の気象観測データによると、6月から8月の平均気温は昨年度はやや低いものの、一昨年は本年と同水準となっております。しかしながら過去10年まで遡って推移を見てみると、高木議員の御指摘のとおり平均気温が少しづつ上昇している動きが見られます。

この動きを受け、特に盆地に位置し夏場の気温が高くなる道内の自治体、その他の数市町村では、体力的に弱い高齢者世帯を対象としたエアコン設置費の一部を補助する事業を始める自治体も出始めているところです。高齢者熱中症対策を目的としたエアコン設置補助事業に対しては、現在国や道の支援制度がなく、全て町単独の予算で実施しなければならず、当該事業に充てられる財源があるかどうか調査をするほか他の道内自治体の動きや今後の気象状況の変化などを見据えながら、総合的に判断してまいりたいと存じます。

なお、すぐに対応可能な熱中症の対策としましては、町内で設定しているクールスポット、これはエアコンが設置されている公共施設や休憩可能な民間施設を示しますが、その御案内や利用促進の周知、対象スポットの拡大、そのほかにも家庭で実践できる熱中症対策等の広報を通じて熱中症予防を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 再質問させていただきます。

今地球規模での温暖化によって夏の猛暑が普通になっておりまして、「酷暑」という言葉も普通に今使われております。そのぐらいの状況です。今後北海道でも昨年並みの真夏日の発生が予想されます。また、事業所や学校、店舗等では暑さ対策として、快適な環境を整えるという意味でのエアコン設置が進んでおります。

一方でこの酷暑の中で熱中症を発症する事例が増えておりまして、その熱中症の対策としてのエアコンの設置が求められている、こういう状況だと思います。夏場の熱中症と聞くと日差しの強い屋外で起きると連想しがちですけれども、実は4割は室内で発生しているという状況です。消防庁によりますと、搬送された人の中で目立っているのはやはり高齢者65歳以上の割合です。2024年、去年の段階では57.4%、約6割という数字が出ております。もともと体調の悪い方や高齢者の熱中症発生の危険が高い、これらの方はあまり外に出ない方が多いんですよね、体調が悪いしということで。

先ほどお話があったクールスポットに退避するということについては私も提案したことがあるんですけども、これを活用するというのは外を歩いている方がたまたまこれは大変だつていうんで一時的避難すると。こういう役割も大事ですから、箇所を増やすということであればぜひ進めていただきたいと思います。

しかし、在宅の中に熱中症を発症する事例が多いということなんです。ですから、こういった高齢者の健康あるいは高齢者じゃなくても病弱だったり、障害を持つててる方がいらっしゃいます。そういう意味では、健康対策あるいは福祉の側面ということからも何らかの助成制度を、町単独で大変かとは思いますけれども、検討する余地はあるのではないかと思いますが、改めてお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 高木議員の再質問にお答えさせていただきます。

高木委員の御指摘のとおり、高齢者の方だとか体力が落ちてる方とかっていう方の熱中症のところは大変危惧するところでございます。町長の答弁の中でもございましたが、今詳細まで調べているところなんですけどざっくりとした件数でいきますと、65歳の単身者もしくは二人世帯というものは400件以上500件弱ぐらいの件数があります。それ以外に障害をお持ちの方も100から200件あったりというところでございます。

今実際盆地だとか道内でも気温が高くなるところで、高齢者の熱中症対策ということでエアコン設置の補助制度を設けている町村につきましては、例えば上士幌町だとか歌志内だとか道内でも夏場気温が上がりやすいところとか、道南のほうの上ノ国町といったところで補助制度を設け始めるところがあるというような状況でございます。その制度のやり方でいきますと、大体1戸あたり5万円、7万5,000円というような補助制度を設定してるようにして、先ほどのニセコ町の件数で想定すると数千万円の直接の町の支出も必要になってくるのではないかというところです。そこに充てる財源も含めて検討しなければならないというところも大きな課題であると思います。

あと御質問の中でもあったんですけれども、設置対象の方については例えば経済的にちょっと余裕のない方の場合、設置した後に増える電気量だとか、設置するためには電気の基盤ブレーカーなど

の工事も含めると 15 万から 20 万とかかってきますので、そういう残りの負担をどうするのかというところの問題も出てくるかと思います。そういったところも含めて、補助を受けて取りつけた人が持ち切れるのかどうかというところも含めて、総合的に検討してまいりたいと思っております。

直接的な熱中症対策としては、暑い中でも涼しく過ごす過ごし方だとかそういうところの啓発にももっと力を入れて、熱中症予防というところも推進していきたいと担当課では考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 検討していただくということでありますけれども、費用の問題を考えると例えばスポットクーラーというのがございます。スポットクーラーの弱点というのは、同じ部屋の中に冷やした分の熱が出てしまう。その熱を出すためには窓に管を通して外に出さなくちゃいけないとかいろいろ面倒なことはあるんですけども、値段は安いということで要望された住民の方は、町の負担も考えてスポットクーラーぐらい何か補助していただけないかというような要請をしたというふうに聞いております。そういう意味で、いろいろ財政面も含めて総合的に検討ということですが、ぜひ進めていただきたいと思っております。

今年の 6 月 1 日から、国は職場の熱中症対策を義務化しております。とりあえず職場に対してですね、職場での熱中症リスクはこれからは下がっていくとは思いますけれども、反面一般住宅においてのリスクは高まっていくかもしれない。今の温暖化の状況がすぐ止まるわけではないし、むしろ厳しくなっていく状況が考えられます。そういう意味からも、ぜひ具体化に向けて、一層具体化が進むようにいろんな事例も研究してやっていただきたいと考えておりますので、何かお考えがあればよろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 高木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

いろいろ御提案いただきまして大変ありがたいと思っております。高木議員の再々質問でもありましたスポットクーラー、あと商品として引き戸の窓につけるウインドウエアコンというものがあるということも内部では検討中ではあります、その設置もあり得るのかなという意見もありました。

ただその中で、先ほどの申し上げたように経済的にちょっと困窮しておられる方、ニセコ町の公営住宅で比較的安いところに入ってる方の割合が多いのかなという話もありました。建物の構造上古い基礎のものでつくっているので、例えば室外機を置くスペースが確保できない構造になっていたり、そもそも壁に設置できるような耐久性がない可能性もあるので、壁につけるエアコンがつくれないとこにはそういうスポットクーラーも考えられるのかなという案もありました。

ただその反面、先ほど私ほうのお話をさせていただいたようにランニングコスト、スポットクーラーやウインドウエアコンについては通常のエアコンよりもはるかに電気代が高いということで、使っての方々の話によると夏場 1 か月で 1 万円以上電気代が上がるという話もあり、つけたはいいが使えないというように実質的な問題も出てくるのではないかという意見もありました。そういうものも含めて、どういう熱中症対策がいいのかというところを検討してまいりたいと考えており

ます。

○議長（青羽雄士君） 次に移ってください。

高木議員。

○3番（高木直良君） 続いて2問目、質問させていただきます。

泊原発再稼働への意見表明について。鈴木直道北海道知事は先月「泊発電所3号機の再稼働について、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断していく」として、北海道電力と安全確認協定を締結している後志管内16市町村長に意見提出を求めました。

これに対しニセコ町は、「避難計画」の懸念と要望を具体的に記載した以下のような回答を提出しております。一つは「ニセコ町において現在設定されている札幌市白石区への避難経路だけでは十分とはいえないと考えます。また、札幌市も汚染地域となり得る可能性もあることから、避難先においても地域住民にとって被ばくの恐れや、さらなる2次避難の恐れが拭えないと考えるため、少なくとも多様な避難ルートの設定や避難先の見直しを進め、より現実的な避難場所や避難ルートの策定が必要。」また、これは部分的に取上げてますけども、「国内外の観光客が常に即座に理解し、行動できる取組みが急務と考えていますので、観光客向けの原子力防災に尽力してほしい。」「町内の対策では十分な避難場所の確保は難しく、広域で議論していただく必要がありますので、早急に広域連携の体制づくりを進めていっていただきたい。」こうした回答をしています。

私は、他の自治体と比較しても非常に誠実で丁寧な意見だと評価しております。その上で大事なことは、これに対する道からの有効な見解や回答は示されていない状況である限り、「拙速に稼働するべきではない」ということを町長として町として表明すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 今の高木議員の御質問にお答えいたします。

今回の意見収集についてでございますが、再稼働に対する賛否を問われたものではないと受け止めております。ですので、再稼働の同意について内部等で議論をしっかりとできていないという状況でございます。そのため、現時点での立場を表明する予定はございませんが、意見書の文面にもありますとおり、町としては以前からUPZ地域への同意、拡大を要望しているところでございます。これは単なる従来の距離に基づいた同意自治体を決めるのではなく、東日本大震災の教訓をもとに範囲を設定すべきであり、同意町村の範囲の設定の考え方を見直す必要があると考えております。まずはこの同意プロセスへの参加を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今お答えになったような趣旨は、中心的には防災担当のほうから原文を作られたと思いますけれども、避難計画の不備というところに特化した意見を提出しております。道のホームページに全文が載っているので確認したんですが、本当に丁寧に一番長く、16市町村の中では回答を出しています。ただし、それは避難計画に不備があるし、具体的な要望をしたいということが書かれており、それに特化されておりまして、今おっしゃったように原発再稼働の是非を回答したものではありません。

そういう状況のもとで、鈴木知事は新聞報道によりますと熟慮を重ねたとして、12月10日の再稼働容認の道議会での表明が複数実は報じられています。しかし北電でさえこんなに早く判断してくれたのかっていうような報道がいくつかされてるんですね。国内でもびっくりするぐらい早いと。ところが鈴木知事は熟慮を重ねたというふうに言っております。この16市町村に向けて回答してほしい、意見を表明してほしいと言ったのは11月12日です。その回答期限は11月25日、2週間程度ですね。その後鈴木知事は現地視察として12月4日に4町村訪問しています。

こういったかなりのスピードで鈴木知事は動いてるわけですけども、先ほど述べたようにニセコ町の場合はこの避難計画について1,200字ぐらいの丁寧な回答をしたわけです。例えば回答した町村の中には、UPZ圏外でありますけれども黒松内町もかなり丁寧な回答をされていますが、避難に関する十分な対応力は備わっていないと。それからUPZ圏の隣接自治体ということで黒松内町はありますけれども、避難者の受入れであるとか受入れ環境の整備、具体的な取組みを道として進めてほしいという回答をしてるんですね。かなり具体的な要望ですが、これらに対して道は今のところ個別の回答は一切していないんです。

先ほど言いましたように、最終的に熟慮をしてとか総合的判断ということで、今回道議会で正式に再稼働容認の発言をしてるわけです。町長御自身の感想で結構です。こういった鈴木知事の対応についてどのような感想をお持ちか伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 感想をということでございましたが、もちろん本件に限らずではございますが、私個人の見解というものは常にございます。しかしながら、先日総理も同じような回答もしていましたが、個人的な見解をこの立場で申し上げることは感想も含めて、ニセコ町としての見解になってしまふという立場であるということでございますので、町としてしっかりとそういった議論ができるでないというところがございますので、申し上げにくいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 9月20日に行われたニセコ町での北電の説明会、それから10月4日道主催の説明会、これは倶知安町で行われましたけれども、参加して、私自身が感じている原子力発電そのものの持つ根本的な問題点、いろいろあるんですけども、そのことと合わせてこの避難計画が非常に不完全で不可能、これに書かれていることを実行すること自体が不可能ではないかということを何回か続けて発言させていただきました。また同時に、12月2日付けでありますけれども、鈴木知事宛に再稼働容認の表明に対する抗議の手紙なども送っております。

今回の質問は町長に同じ立場に立ってくれということではありませんが、道が避難計画に責任を持っておりまし、避難計画の計画をつくるのは市町村に義務づけられてるんです。ですからニセコ町も防災計画の中にこの原子力防災計画の文章をつくって避難計画案をつくっております。しかしこれは本当に先ほど意見書を出したとおり、担当者も悩むくらいに実際には難しい内容になってきてるわけです。これ、つい先日ですけれども、毎年北電から各戸に送られてきます。防災のことをところどころに書きながら、子どもたちの絵を載せてますけれども、この中の一番最後のところに緊急

時において役場から避難などの指示があった場合はということで、バスで避難する場合は次の場所に集合してください、ニセコ町の場合は12か所ここにバスが来ます、避難のときはここでお待ちくださいという話です。

しかし先日私たちもびっくりしましたが青森沖ですけれども地震がありました。あのとき津波の心配もして、沿岸の方たちは大変な思いで避難しました。それからつい昨日、一昨日も台風みたいな爆弾低気圧が来て、幸いこの辺は大きな雪になりませんでしたけども、東部のほうでは非常に重い湿った雪でいろんな被害も出て停電になったりしいてます。あれで感じることは、こうした時期にもし複合災害っていう形で能登の地震が起きたような揺れでもって、もし原発が事故を起こした場合どうやって逃げるのかと。ここに書いてあるように12か所にバスが来ます。これ信じられますかね。ここにバスが来ますから、ここに集まってくださいと言ってるわけです。これは本当に絵にかいれた餅で、今バス路線も縮小する、昆布に行く路線もなくなりますけれども、そういった状況でここにバスが来ますって言ってるんです。これはおかしいんじゃないですかって質問を何回も先ほどの説明会で聞いてもですね、総務省の担当者の方は本当に壊れたテープのように「いや大丈夫です、大丈夫です」と同じことを言うんですけども、本当にそういうことは考えられません。

ですから、そういった意味でこの避難計画一つとってもですね、再稼働問題は大きな問題をはらんでいるということを、ぜひ今後のニセコ町内での検討の機会がありましたら一緒に議論してまいりたいと考えます。そうした議論の場についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回北海道のほうから16町村に意見聴取をされたということで、私たちは常に思っていることを丁寧に回答したつもりでございます。一応北海道のほうからも「その趣旨については分かりました」ということで、要約したものについて基本的に理解はしていただいたのかなと思っております。ただ、明確な回答はいただけておりませんけども、私たちの思いについては少し理解いただいているのかなという理解でございます。

避難計画については非常に絵にかいれた餅、高木委員のおっしゃることはよく分かりますし、再稼働についても運用リスクがある中で避難計画がしっかりとしないというところも含め、本当に大丈夫なのかという御心配もよく分かります。その上で、今この意見書にも書いてありますが、PAZは僅か5キロの圏内の町村の同意しかありません。これは東日本大震災の教訓が果たして生かされているのかなといったときに全く生かされてないのではないかというところの原点から、この避難計画も含めて同意町村の在り方も再検討してほしいという要望をまずはしているというところでございます。

それに加えて、私も避難経路に関しては12か所にバスが来ないのではないかという疑念を持っています。本当に災害が起きたときの避難がスムーズに行えるように、まずはそこの部分をどうしていくのかというところをしっかりと広域で議論していく必要があるだろうと思ってます。いくらニセコ町だけで考えても多分結論を出すことは非常に難しいだろうと思ってますし、黒松内町さんが同じような意見を出しますけども、黒松内町さんも黒松内町さんで避難経路の通り道になるということで悩んでおられるということも踏まえて、やはり広域でしっかりと議論をしていくことが必要では

ないかと。

まずは再稼働がなくても原発がある以上危険リスクは常に付きまとうわけですから、そのことも踏まえてしっかりと避難経路の確保、それから避難先の確保を含めてどのようにしていくのか、またそれに伴うインフラ整備をどのようにしていっていただくのか、総合的に今後も引き続き道に要請していきたいと思います。機会があれば住民の皆さんともしっかり議論していく場を設けたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 次の質問をお願いいたします。

高木議員。

○3番（高木直良君） 3問目です。

後志自動車道の事業について、ニセコ町のまちづくりとの関連を伺う。今年の7月12日に北海道開発局小樽開発建設部により、後志自動車道の具体的なルート（中心線）が「決定」として説明されたことについて、町長参加のまちづくり懇談会での勉強会で多くの不安の声や町の対応への要望が出されました。

この事業によって、住民の生活や地域の景観、環境に大きな影響が出ることから、国の事業であっても住民の要望に沿った町としての取組みを求めるという意見でした。

町の担当部署と町民有志の「まちづくり会議（仮称）」などを常設して、意見交換や開発局への提案などをまとめる場が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

高規格道路のルートについては、これまで小樽開発建設部と町あるいは、関係町村も含めて協議を重ねながら検討してきたものであり、現状でこのルートについては御質問にもございましたが既に変更できない段階であるということをまず認識しております。町としてはこの国の事業としてルートの変更は難しいと理解をした上で、今後の事業進捗に合わせた対応をしていくものだと考えております。

また、町民の皆様からルートの変更が無理なのであれば道路の形状を変えてみてはどうかですか、一方では高規格道路の早期開通を望むというような多様な声があり、引き続き町民の皆様の声を聞き、御意見等については事業主体である小樽開発建設部へ届けることを基本とし、そのための懇談等の場については隨時検討を行って開催をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） この事業は仁木インターまで既に開通しました。現在仁木町から共和町にかけて工事が進んでいます。しかし、予定されている倶知安インターまでの用地買収は2割強ではないかというデータがございまして、工事が完了するのはいつということは公表されておりません。しかし、恐らく今までの工事の進み具合からすれば2030年代に入ってしまうのではないかでしょう。倶知安までできてさらにニセコということになりますと、完成までの期間というのは相当時間がかかると想定されます。

時間がたくさんあるなと思いがちなんですけれども、これは先ほど言いましたようにニセコインターの予定場所までの中心線というのはもう決まったよという説明をしていますから、これからやる測量調査だったり地質調査だったり、いろんな調査が行われると思います。さらに調査に基づく具体的な構造の設計に入っていくと思います。これは先ほど言いましたように、工事の進捗はかなり時間がかかるにしても、前提として中心線はこれで決まりですと言って発表していますから、それに基づく調査と設計なんです。要望というのは調査と設計が進行し固まっていく前にあげないと反映されません。ですから相当先で時間がまだまだあるなという問題ではなくて、中心線が決まったともう告げられて、宣告されていますから、これに基づく調査と設計は淡々と進んでいきます。時期を逃すとものを言っても、いや実はもうこういうふうに決めて進めていますからということで元には戻らない。まず公共事業の場合そういうことが起きるので、時期を逃して後からこうしてほしいということでは間に合わないんですね。私が最初に言いましたのは、適宜今のお答えのように進捗に合わせて皆さんの要望を聞いていきますみたいなことでは間に合わないです。

ですから私が提案してるのは、常設の町民と町の間の懇談会、検討会を組織として立ち上げていただきたいんです。その中でいろんな不安だとか要望だとか出ると思います。そもそもこの間地図を見ながら、みんな自分のところの関係を地図を覗いて見てますけども、あれだけじゃ不十分です。本当に自分の土地の問題だったり、町の状況だったりっていうのをもっとじっくり時間をかけて、まず相手が何を言ってるのか理解をする。その上で、これはこのとおり向こうが考えてるような内容で進んだ場合にどうなるかと具体的に想像しなきゃいけないんです。ここに配布されてる資料があります。構造の標準断面が出ていますが、盛土部分のおおよその画と。掘削だったらこれくらい、それから福岡？の場合のこういう略図。あくまでも略図なんです。だけどこれから測量してボーリングしたりする中で、これが詳しい構造の設計に進んでいくんです。ですからこの構造をよしとするのか、変えてほしいって言うのかっていうのは急がないといけないんですよね。

そういう意味で、私は町と町民の懇談会という場を常設の組織としてつくっていただきたいというのが質問であります。改めてお聞きしますがどうでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

常設で相談窓口のような組織を立ち上げてはいかがという点につきましては、現在この予定はございません。それと何点か御質問がある中で、要望を早くしないと実際の事業には反映されないという点につきましては、町として要望ということは今のところ想定はしてございません。

さらに計画図の中で断面図等が示されているというところについて、これでいいか悪いかという判断をする必要があるという点につきましては、ニセコ町としてはそのような判断ができる技術、知識等がありませんので、その図面に示されたものがいいか悪いかという判断をするのは非常に難しいのかなというのが、現在のニセコ町の立場と考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっと付け足します。今の話で誤りではないんですが、ただ既存の路線について全くその構造をこのまま、このままでいうのがどういう状況なのかというのにはつきり

分かっていませんが、例えば高さを低くするとか、そういうことも含めてそういうようなお声も聞いておりますから、この会をつくるかどうかは別にしてもそこはきっちりとお伝えしていきたいと思います。伝える場というのはきっちと確保できていると考えているものですから、そのような御要望については今後も引き続き対応してまいりたいと思います

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 中心線の決定ですということで、説明の際に開発局は住民の声はアンケートで聞いてますというようなことを言いました。確かに数年前に2回ほどかなり広範囲の住民に対してアンケートを配って、回答を集めてますね。現国道5号線の改修を含めて高速道路、高規格道路にするか、独自のルートを使うかという2案を示してアンケートをとりました。これは確かニセコ・蘭越・黒松内の全戸に配ってます。相当お金をかけてアンケートをやってるんですね。そういうことを考えれば、例えばニセコ町のほうから要望を出して、この構造についても町がじゃなくて開発局が住民アンケートをやってくださいとか、そういうぐらいのことは言えるのではないかと思います。

それから、町としても独自に、これはやっぱり町の大きなまちづくりに関わってるんだということをきっちと押さえていただきたいと思うんですね。事業主体は確かに開発局ですが、現場はニセコ町なんです。ニセコ町民がそこに住んで、営業もやって暮らしてるわけです。ですから町は当事者だという認識を持っていただきたいんですよね。先ほどの回答では全くそのつもりはありませんみたいな、組織をつくるつもりはありません、町としての案をまとめるつもりもありませんというお話をしました。しかし、ニセコ町のまちづくりに関わることという意味では、町は当事者だと私は思っています。そういう意味では、町が例えば住民と町、その間に今度は専門家を呼んできて一緒に議論すればいいわけです。その中で、第三者的な意味も含めますけれども、専門家の意見も聞いて開発建設部に対して要求をまとめて、町として出していただくなっていうことが大事だと思ってます。

高速道路と住民との間ではいろんな住民運動がもちろん起きますが、いろんな事例のなかでこれは三鷹市の事例なんですけども、外郭環状道路と東八道路っていうんですけども都道の交差部分が相当大きな面積で、これができるとまちが分断されるということで、これに対して住民と市がワーキングショップをやってまとめた意見を、三鷹市長名で国交省に対して要望書を出してるんです。こういった事例も検討していただいて、町は事業者じゃないけれども町として住民の声を代弁しつつ提案していくと。それを町長名で文書をぶつける、そのぐらいの構えでまちづくりをやるんだということを是非表明していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず構造について、開発局が主体となってそれをよしとするアンケートをとってもらうということはどうかという点につきまして、現在ニセコ町の立場としては事業主体である小樽開発建設部には全て情報を届けるということでこのまま小樽開発建設部のほうにお伝えをしたいと思いますが、これをもってニセコ町の町としての意見というかたちで出す段階にはないというのがニセコ町の判断です。議員おっしゃられるニセコ町としての意見表明を文書で出すということについては、現在のところ想定しておりません。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 繰り返しになるかもしれませんけれども、ただし私どものほうと事業主体であるところについては何て言いますか、議論のルートがちゃんとございますので、今の要望についてはきっちりお伝えしてまいりたいと思います。私どもとしては、ある程度のそういう要望は聞き入れてもらえるのではないかというふうにも、これは分かりませんけれども、そういうようには考えております。ただ、全く当事者意識なく手放しでということを申し上げてるわけではなくて、文章にしきつちり出すんだというようななかたちとしての部分は別にして、そのような要望等はきっちりお伝えし議論してまいりたいとは思います。

それと同時に、ここはお伝えしておかなければならぬところですが、町長のほうからもお話を申し上げたとおり、様々な御意見がある中でそうは言ってももう何十年来にわたってここに高速道路を通してくれという要望活動を沿線自治体がずっと一生懸命やってきたので、基本的に通してもらうということについては大賛成であるし、ぜひお願ひしたいというところは変わりません。あとはそこの部分の細かな中身をどのようにやっていくかということについては、引き続き対応してまいりたいというところでございます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（青羽雄士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 通告に従いまして1件質問いたします。

企業誘致と町有財産についてです。ニセコエリアは冬季のインバウンドが増加して以来、国内外を問わず様々な事業者の進出が後を絶ちません。その中でニセコ町は前町長の方針として、宿泊施設よりも工場など雇用を生む企業に対して、町としては積極的に誘致し、またそのことを進めるにあたり、企業が希望する町有地など町有財産の売却や賃貸などを行ってきました。

10月から新町長として初めての「まちづくり懇談会」を実施しましたが、直近の重要テーマの一つとして「企業誘致を含む町有地の利活用」を挙げています。このことについてどのような考え方を伺います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの木下議員の御質問にお答えいたします。

私が町長に就任後、本件、企業誘致を含む町有地の利活用あるいは企業誘致と町有財産についてどうかというところについてでございますが、まず就任後内部でも協議をさせていただきまして、これまで寄せられている様々な計画については一定のハードルもあるということが分かりましたので、今後町有地などをどのように利活用するのかはまずは改めて役場内部で協議をするところからスタ

ートするべきではないかということを考えました。現状においてそういう状況ですから、事業者等の計画ありきではなく、様々な議論、協議を重ねた上で、事業者の方に対しては改めて相談をしていきたいという旨もお伝えしております。

また、特定の地区、場所に限らず、ニセコ町内にはいくつかの町有地がございますが、これらまづどのような場所があるのかという整理ですとか、企業誘致もその一つですが、そのほかも含め、利活用をどのようにするかを十分に協議を重ね、その過程では町民講座等での町民との意見交換の内容も参考にしながら丁寧に進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） 前回は有島地区における某工場の企業誘致に関してが主なことだったんですが、9月定例会の一般質問で私は次のようなことを述べました。「今回の進め方が説明責任や情報公開、住民参加の観点で適切だったと言えるのか。」そして、「町有地であり農地でもある場所に関して、あらゆる面で丁寧さが欠けた進め方であり、このようなことは次の町政に引き継いではいけないものだと考えているが考え方を聞かせてほしい。」と質問しましたが、残念ながら明確な回答はいただけませんでした。田中町長は対話を重視した町政を公約に掲げていますので、丁寧さが欠けた進め方はしない、引き継がないというふうに信じております。そこで再質問させていただきます。

今町長のほうから、役場内での協議を踏まえた上で、事業者に御案内をということをおっしゃられましたけれども、9月のときも質問させていただきましたが、工場誘致に関しては一旦白紙に戻すという理解をしていいかということをまず1点伺いたいと思います。

また、前回この某工場の問題というのは、北海道新聞さんにも掲載されたこともあって、多くの町民の方あるいは町外の方からも実は心配する声をいただきました。町長は11月と12月で行われた全てのまちづくり懇談会でこの件をお話しされたと聞きましたが、参加できずに聞き及んでない町民の方もいらっしゃいますので、こういった町長が掲げている企業誘致を含む町有地の利活用に関するお考えをぜひ広報誌を含め、広く町民に周知していただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） 具体的な地区もございましたが、まずこの白紙に戻すかどうかといった観点について改めて申し上げますが、大前提として既にここまでいろんな説明会があつたりあるいは、町民との意見のやりとりがあったということ自体が全くなかつたことにならないですので、そういう意味では完全に白紙に戻すという表現が適切かは、少し私は違和感があります。

ただいざれにしましても、計画についてはその手前の段階に戻って、まずは町役場としてどのような活用あるいは、企業誘致をするのであればどのような条件になり、どのような誘致の在り方がいいかということをしっかりと内部協議をしていく段階に戻らさせていただきたいということについては、事業者の方にも私から説明をさせていただきました。これは私が今回選挙という形で選ばれた、首長が変わったということで、もしかすると以前までの首長と考え方が異なる部分で、事業者からすると

同じ町内にもかかわらずどうなんだというお考えもあるとは思いますが、これがある種民主主義で選ばれた、選挙で選ばれた首長ということで、繰り返しになりますが是々非々で判断をしていきたいということで、私の方針としてお伝えもしております。こちらについては事業者の方にも私から説明をさせていただき、御理解をいただいたというところでございます。ですので、繰り返しですけども全く何もなかったことにはならないと思います。ただ、そもそもどのように活用するかについて内部で協議する段階にまず戻ってから、どのような方向で検討するべきかを考えていくべきだということについては内部でも協議をしております。

また、これはまちづくり懇談会でもそのほかの場面でも御意見いただいた声として参考までにお伝えしたいと思いますが、私は決して企業誘致自体が全てが悪いということではないという考え方です。それはしっかりと企業誘致を進めてきたからこそ、これまでのニセコ町の様々な町税の部分も含めて、発展に寄与してきた部分については事実としてはあると思います。ですので、私自身企業誘致を全くしない、だから見直すんだというわけではなく、しっかりとそもそも当該の場所においてはインフラ的にどうなのか、手続的にできるのかというような事情も含めて、しっかりと内部でまず協議を進め、その過程の中で町民の皆様とも意見交換をしていく中で、総合的にどのように進めていくべきかの指針をしっかりと打ち出していくことが重要であるということで立ち返りますので、その辺りについては誤解のないよう御理解いただけましたら幸いでございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 利活用の考え方等も広く周知すべきというところはもうまさにそのとおりだと思いますので、どのような形になろうかは別にして、例えば広報紙でそういう検討の内容をお知らせするとか、他の方法も含めてそれらについては検討してまいりたいと存じます。

○議長（青羽雄士君） 木下議員。

○8番（木下裕三君） やはりですね、9月の一般質問では私は、今回の件は有島地区の問題だけではなく、今後の企業誘致における情報公開、合意形成のプロセスや景観条例における事前意見交換会の在り方などについて見直す必要があるということも述べました。ニセコ町は2012年にニセコに進出を希望する事業向けに企業立地ガイドラインを作成しました。これはすでに10年以上前のガイドラインなので時代に即していませんし、また、町有地、町有財産の利活用に関することには全然触れられていません。

先ほど町長のほうで企業誘致に関して見解をいただきましたけども、今後こういった企業誘致を進めるという前提に立って、例えば新たなガイドラインですとか方針などをしっかりと明文化して進めるということも望ましいのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、ガイドラインという名前になるかどうかというのは別にして、まず一つ立ち返っていかがな方法がいいのか、その手前にこの土地についてはどのような活動が実際にいいのかというようなことも検討しているということなので、それらを実施するに当たってそれがある意味ガイドラインの布石になっていくのではないかと考えます。

木下議員もガイドラインをつくることを目的にせよとおっしゃっているわけではないと思いますので、これから進める様々な議論がそのガイドラインの布石になっていくのではないかと、そのような考え方をしております。

○議長（青羽雄士君） 最後に5番、高井裕子君。

○5番（高井裕子君） 通告に従いまして、5問質問させていただきます。

まず1点目、ニセコ高校改革の現状について、以下3点伺います。

①前回質問させていただいた高校の給食について、その後の経過を伺います。

②生徒だけではなく、教員の住宅についてはどのように考えているか伺います。

③現在の希望ヶ丘寮は今後どのような活用を検討されているか伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、高井議員の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問ですが、前回の定例会の御質問のときに、ニセコ国際高校は全日制の高校として新設することから、近隣の全日制の高校と同様に昼食は各自が用意することを基本と考えているが、寮生については何らかの給食提供が必要であるとの考え方から、その手立てを検討しているとの答弁をさせていただきました。これまで様々な給食事業者やお弁当の販売事業者などと相談させていただき検討してまいりましたが、料金や運搬方法、注文や決済方法など課題も多く、決定には至りませんでした。

こうした中、定時制の高校生にはこれまで同様に給食を提供することとしてきましたが、全日制のニセコ国際高校の1年生については生徒数が増加することから、今後の町内小中学校の児童生徒数の見込み数を精査するとともに、高校の教職員と自宅通学生を除いた場合、寮生には給食の提供が可能となりそうなので、寮生だけであれば何とか給食センターでの給食提供が可能であると判断したところでございます。

なお、自宅通学生については各自が昼食を用意することを基本としておりますが、弁当などを持参することが難しい生徒も想定されていることから、現在設置しているパンの自動販売機などの充実について検討しているところでございます。

2点目の教職員住宅につきましては、教職員が安心して働く住環境を整えることは喫緊の課題と認識しております。当面の増加する教職員への対応としては、令和8年度は希望ヶ丘寮別館、いわゆる臨時寮の一部を教職員住宅として活用するほか、一部民間賃貸を教職員住宅として借り上げるなどして教職員住宅確保をしてまいりたいと考えております。

加えて、さらなる教員の増加が見込まれていることや既存教職員住宅が老朽化し更新期を迎えている状況などから、できるだけ早期に教職員住宅の整備に着手したいと考えております。そのため建設する場所や規模、また、交付金や補助の活用を含め、整備手法などを検討するための関係予算や教職員住宅を自動的、安定的に確保するための予算など、具体的に検討してまいりたいと考えております。

3点目の今後の希望が過料の活用についてでございますが、築30年を超える年劣化など老朽化も進んでいることから、現在のところ生徒のための寮としては活用しない方向で考えておりますが、令

和5年度実施したニセコ高等学校寮整備基本計画の報告書によれば、建物自体は使用可能な状態だと判定されたところでございます。それゆえ今後、教職員住宅や移住定住施設あるいは留学生やインター生の研修受入れなどのための宿泊施設として、また、今後予定している老朽化した教職員住宅、建替え時の住替え利用など幅広い利活用について検討したいと考えてございます。

○議長（青羽雄土君）　高井議員。

○5番（高井裕子君）　今3点御回答いただきたいんですけれども、①の給食については前回議会でお話しさせていただいたときにはキャパオーバーということで、残念ながらちょっと難しいんじやないかというお話を聞いておりました。きっと給食をつくっている職員の皆さんだったり、栄養教諭だったり、たくさんの方がキャパオーバーの中で給食配膳に対して一生懸命御努力された結果ではないかなと思っております。

ただ、やはり現場は多くの食事をつくるということで、毎日つくり続けなければいけないというプレッシャーの中で、事故や怪我なども起こりうる可能性があるかと思いますので、ぜひ給食センターの現場の皆さんとしっかり話し合って進めていただけたらと思います。

それから、②の教職員の寮については、先ほど教育長がおっしゃられたとおり、生徒だけではなくてそれを教える教員の皆さんのが安心して生活できるように、今後も寮というか生活できる拠点の整備を進めていただけたらなと思います。

③の希望ヶ丘寮の跡地についてですけれども、実はニセコ高校の保護者のお母様たちから、給食が出ないということも含めて自分たち母親たちがチームになって、希望ヶ丘寮の給食提供というか調理室を使って何か提供することを考えていらっしゃるとの御相談を受けました。今回給食が出るということにはなってるんですけども、もし先ほど教育長がおっしゃった令和5年度の基本計画で使用しても大丈夫だという施設であれば、宿舎ではなくて調理できる施設に関しては、ニセコ高校のお母様方が保護者がですね、生徒の心のケアだったり、もちろん軽食なりお弁当なりいろいろ方法あると思うんですけども、コミュニケーションの一環の場所として活用できるといいのではないかなと思っています。それに関してはこちらに個人的に相談にこられているので、もし今後そういった御意見がある場合は教育委員会への御相談という形で促してよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄土君）　片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君）　保護者のそういう御好意でいろいろ調理等で活用ということはうれしい反面、実際に責任を持って給食提供とかやることになりますとそう簡単にはいきませんので、一応御相談を聞くことは全然構いませんので、実際にそういったことをやるにして可能な範囲あるいは、やるとした場合の条件ですか、やはり食を提供するという立場だと食中毒や持続可能な運営ということもありますので、そういう御要望等ありましたら教育委員会のほうに御相談いただければと思います。

○議長（青羽雄土君）　次の質間に移ってください。

○5番（高井裕子君）　次の質問をさせていただきます。

教育行政執行方針のスポーツ推進について。教育行政方針の中で、7「生涯学習・スポーツの充実」
(2) 生涯スポーツ活動の推進について伺います。

①現在のスポーツ推進について、冬になるとスキーやスノーボード等が盛んになる一方で、ウインタースポーツ以外にはどのような取組みをされているか伺います。

②昨今町民から、ルールが厳格化され体育館の利用がしづらくなったとの声が多数寄せられていますが、その経緯と今後の対策について伺います。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの高井議員の御質問にお答えいたします。

1点目について、ウインタースポーツ以外につきましては開幕スポーツ大会で野球・パークゴルフ大会を皮切りに、ふれあい町民運動会や全町ソフトボール大会、町民バレーボール大会などを開催し、たくさんの町民の皆さんのが参加し、親睦を深めることができる事業を進めてございます。また、町外の団体との交流試合として実施しているバレー、テニス、サッカー、パークゴルフなどの町長杯大会につきましても、助成しているところでございます。

さらに、今年度は小学校の運動会前にA-bank北海道よりアスリートを派遣していただき、全児童を対象に競技力推進のための走り方教室、ファイターズから指導者を招き、野球技術力向上のため少年団と中学校野球部を対象に基礎トレーニングや体の使い方の指導、そしてコンサドーレ後援会やバドミントン協会の協力のもと、サッカー教室や選手による講演、バドミントン教室や食育の講演を含めて実施しているところでございます。いずれもアスリートや専門家をお招きし、技術力向上のための指導をいただいているところでございます。

また、教育委員会所管事業ではございませんが、保健福祉課においてはコンサドーレによる高齢者健康教室の実施、企画環境課においてはファイターズガールによる小学生に対してのダンス教室、総務課においてはスケートボード団体への旧宮田小学校体育館の無償貸付などを行っているところでございます。

このように、ニセコ町におきましてはウインタースポーツだけではなく、夏季スポーツや屋内体育館で実施するスポーツなど幅広くスポーツ活動を盛り上げる施策を実施しているところでございます。

2点目についてでございます。近年体育館におきましては、大変ありがたいことに様々な団体や個人人が多種多様な種目や目的で御利用いただいております。本町の体育施設としてできるだけ多くの人に御利用いただけるよう、事前予約なしでのアリーナの開放や器具の貸付、当日急な施設の予約受付などできるだけ利用者が使いやすいように運用しているところでございます。

しかしながら、最近一部の児童生徒及び一般の利用者において、体育備品の無断使用や上靴ではなく外靴でのアリーナ利用などが散見され、施設の破損や転倒事故などの懸念が問題になっているところでございます。また、不適切と考えられるような体育施設・ロビーでのお誕生会の開催など、本来の利用目的にそぐわない利用などが散見したので、本来の体育施設としての利用方法を改め、アリーナ入り口だけでなく玄関前に張り紙を増やしたり英語表記を加えたりとともに、子どもたちの模範となっていただきたく保護者の方や大人の利用者にもお声かけを含め、御案内させていただいているところでございます。

公共の施設でありますので、利用される皆さんには安心して楽しく、そして健康増進につながる施

設運営に努めてまいりますので、利用される皆様にはお互いがお互いを想いやって活用していただけるよう進めてまいりたいと思います。御理解、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（青羽雄士君）　高井議員。

○5番（高井裕子君）　先ほどの教育長の御説明で、ものすごくたくさんのイベントやスポーツ推進の取組みをしていただいているということで、大変ありがたいことだと感じております。一方で、町民にとって最も多くの方が取り組めるスポーツ推進というのが、何よりも体育館をより多く活用されることに尽きるのではないかと思っております。それで一部の利用者のマナー違反によって多くの町民が使用しづらくなるというのは、大変残念なことです。また、管理する皆さんというか職員の皆さんにも負担が非常に多いのではないかと感じております。

最近、入ってすぐのところに特に目立つように張り紙が出されていることについて、たくさんの御意見を私も聞いておりますので、町民に理解されて誤解を生まないような内容を伝えるような努力をしていただきたいと思いますし、それについては今後、私もどんな内容が町民にとって分かりやすく、誤解を生まず伝わる文書なのか一緒に考えたいと思いますので、どうか今後も町民が使いやすい活発な場であってほしいと願っております。

それと同時に、体育館自体が一般開放で非常に混み合うということで、それはもう本当にすばらしいことだと思うんですが、その場合にやっぱりアリーナが使えないこともあったり、町民同士が話し合って結構一緒に使ったりしていることもお身請けできるので、非常にニセコらしくていいなと思っています。ニセコ高校の体育館も町民体育館として使用できる形になってるかと存じますが、ニセコ高校の体育館の活用も促進するような手だてというか、促進していただくことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　中川参事。

○総合教育課参事（中川博視君）　高井委員の議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、使い方に関しては、皆さん仲よく使っていただければ私としては一番いいのかなと思います。ただ管理して立場としては、割ときつ目に書いているのも間違いないですが、書かざるを得ない使い方だった、状況だったということだけは御理解いただきたいです。こういうふうに書けば誤解を生まないというアイデアをいただけるということなので、底の部分は御協力いただければと思います。

体育館の一般開放については、高校の体育館は不特定多数ではなく特定多数の使い方でないと公的には貸しづらいと考えております。まず体育館に事前に御相談いただいて、こういったかたちでどうちが調整しながらやっていければいいのかなと。できるだけうちの体育館と同じように、使いやすいようにやっていきたいと思いますので、一度皆さんから御相談いただければと考えております。

○議長（青羽雄士君）　片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君）　補足でございます。

高校の体育館については、今年度はバレーボールの少年団等での活用がありますが、高校や中学校の体育館も一般活用はできるんですけども、不特定多数となると学校の管理上いろいろございまして、高校のほうは割とセパレートにはなっているのですが、そういった意味での周知は今後さらに

進めてまいりたいと思っております。体育館のほうもかなり満杯状態と聞いてますので、高校のほうも町民の皆さんのお支援をいただいているところでございますので、ぜひそういった活用も含めて周知を進めてまいりたいと思っております。

○議長（青羽雄土君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） 少年団という理解でよろしいですか。

不特定多数ではなくて特定というのがどういった団体か決まっていたら教えてください。

○議長（青羽雄土君） 中川参事。

○総合教育課参事（中川博視君） 一般利用は条例に書かれている内容でいくと「10人以上の町民が加入し責任者を定めた団体」と書いておりますが、基本的にはうちとしては少年団や協会に加入している状況であれば貸出しができるかなと考えております。

○議長（青羽雄土君） それでは次の質問に移ってください。

○5番（高井裕子君） 3問目の質問をさせていただきます。

水道水源地について。昨今、まちづくり懇談会でも町は町民に対し、現在の所有権移転登記手続請求控訴事件の状況を説明しておりますが、多くの町民は関心や疑問、不安を持っていることが分かります。

今回の事件の対象となっている場所を含め、ニセコ町には水道水源が11か所ほどあることになっていますが、他の水源やその隣接地で同様の事案が起りうる心配はないか伺います。

○議長（青羽雄土君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高井議員の御質問にお答えいたします。

市街地地区水源と同様の事案がほかの水源や水源の隣接地で起こり得るのではないかということをございますが、まず町で管理している現在11か所の水道水源地の土地所有者についてでございますが、町有地が4か所、国有地が1か所、道有地が3か所、そして民間の民有地が3か所となっております。水源の隣接地につきましては、国・道所有の4か所の周辺も国の所有地あるいは道所有地となっております。町有地の4か所と民有地の3か所の水源の隣接地につきましては、現状民有地となっております。

これまで町としては水道水源を守るため、平成23年5月1日にニセコ町水道水源保護条例を施行し、法的に水源地の保全を進めてまいりました。この条例により水道水源地での乱開発などを防止できるものと考えておりますが、今回の当該事案につきましては所有権の争いで特異である、まれなケースであると考えております。町有地の購入後の管理につきましては今回まだ係争中ではございますが、裁判での課題を整理し適切に管理をしていきたいと考えております。

なお、水源地で民有地となっている3か所の土地につきましては、今後も安定して継続的に水源を維持できるよう努めてまいりますので、引き続きお支援のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄土君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） 町民にとって大切な水道水源を脅かす今回のような事案が再発しないようにしていかなければならぬと思いますので、我々議会としてもしっかりと見守っていきたいなと思っています。

先ほど町長から水道水源保護条例のお話がありましたが、この条例ができたのはだいぶん前だったと思います。今回のような事件があったときに、条例が今の現状にそぐわないことも多いのではないかなどと思いましたが、条例の改正等は検討されてますでしょうか。ちょっと調べたところによると、条例改正にあたっては水資源保全審議会にて意見を聞かなければならないとしていますので、今回このような事例があり審議会で何か検討してることがあれば教えていただきたいです。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 水道水源保護条例の関係につきまして、担当課の私のほうより御説明申し上げたいと思います。

この条例は平成23年5月1日施行となっている条例でございまして、水道水源地及び涵養域の開発を抑制するためのものとして罰則規定も設けているところでございます。この条例を御覧いただいていると思いますが、規制対象施設、いわゆる水質の汚れなど及ぼすような施設については一切の開発は認めないとなってございます。また、協議対象施設、これについては必ず協議をするようにということで、その協議対象施設には給排水を利用する施設等々となっているところでございます。

この条例の簡単な説明は以上のようになってございますが、今回のような事案に対してこの条例の改正というのか検討されていますかという御質問ですが、先ほど町長からの説明にもあったとおり、そもそも開発ですとか外的要因により自然を破壊するというようなものではなく、どちらかというと人為的なものが今回の事案になっているととらえてございます。ですので、直接この土地所有権についての問題をこの条例で抑制するというようなことは難しいと考えております。

あわせてこの条例を変えるには水道水資源保全委員会からも意見を聞くというようになってございますが、基本的にこの水道水資源保全審議会につきましては地下水の保全条例に基づく許可案件の審査のほうもしておりますし、最近ではこの地下水の許可案件についての協議はなされておりますが、現在のところこの条例自体を変えていくというようなところの議論には至ってございませんので、今後議員おっしゃられるとおり、時間も経ってますし、当時から環境も状況も変わってきていることもあります踏まえて、適切な時期に適切な改正も検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 補足でございます。

確かに企画環境課長申しますとおり、現段階でこの条例について改正をする要件はあまりない状況ではありますが、ただ裁判の行方によってはその課題を整理した上で、条例の改正が必要ではないかという事案が発生した場合については条例改正も考えていかなければいけないのかなと思っています。

ただ、今回の裁判はどちらかというと所有権の争いでございますので、第一審でこの所有権の判例引用が昭和38年の裁判事例を引用していることもありますし、非常にこれは裁判官が悩む事例ではないかと思っておりますし、古い事案でしか引用できなかったということも踏まえると、そんなに頻繁に起きている事案ではないと考えております。

そういうことからも言えば、さほどこの条例にどれぐらい影響を及ぼすかは分かりませんけども、

いずれにしても裁判が落ちついた段階で一度町としても整理をした上で、この条例の改正が必要かどうかということを検討していきたいと考えております。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） 今の案件につきまして補足といいますか誤解のないように、これはまちづくり懇談会の中でも私が全ての会場でも申し上げさせていただいておりますが、先ほど総務課長からもございました今係争中のものにつきましては所有権移転登記の問題だということでございますが、当該敷地については水源地ではなく水源地の周辺の地区というところでございます。今現時点では町の所有地でございますが、万が一仮にそれが町有地でなくなった場合においても、このニセコ町の水道水源保護条例により、既に保護している地区にございます。ですので、今回の事案についてどのような結論になるか私たちもまだ行方を見守る中ではございますが、この条例が範囲として適用されていないというものではなく、既にもう適用されている土地であるということについては、重ね重ねお伝えをさせていただきます。そのほか 11 か所あるうちの民有地の場所、隣接地も民有地の場所もあると先ほど説明もしましたが、この条例によってしっかりと守られているということについては御安心いただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） それでは次の質問に移ってください。

○5 番（高井裕子君） 4 問目です。

住宅不足とそれによる弊害について。

①住宅不足が悩まれる中、特に町の中心地の空き家や民泊が増えているということに対して、ニセコ町としてはどのようなことを想定し、対策を検討されているか伺います。

②また、近年キャンピングカー等の特殊用途自動車が増加傾向にあります。今後は住宅不足の観点からも町内宿泊施設やキャンプ場等を利用せず、特殊用途自動車等を住居とすることにより、ごみの分別や違法投棄、騒音などの近隣住民トラブルが懸念されますが、ニセコ町としては今後何か対策等を検討しているか伺います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高井議員の御質問にお答えいたします。

まず一つ目の御質問でございますが、ニセコ町における民泊の北海道への届出状況についてでございますが、住宅宿泊事業法、通称民泊新法と言われるもののが施行されたのが平成 30 年度でございます。平成 30 年度のニセコ町内の民泊の登録件数については 11 件でございました。現在の登録件数については 67 件となっておりますので、約 6 倍の増加傾向となっております。

また、町内の空き家の状況でございますが、令和 6 年度の調査では 75 戸となっており、前回令和 4 年度の調査からは減少傾向となっております。中心市街地の機能維持、活性化は町全体の持続性において重要であると考えているため、市街地においては一定程度の居住人口や人口密度を維持し、既存の商店など住民生活に関連のある事業者がその営業をし続けていく環境を整えていくことが求められます。市街地の人口減少、店舗の減少や空洞化は好ましくないと考えておりますので、今後も空き家や民泊等の状況を調査しながら、その対応について検討していきたいと考えております。

二つ目の質問でございます。町内においてキャンピングカーなどの特殊用途自動車が、宿泊施設や

キャンプ場以外で居住利用することに起因するごみの分別や違法投棄、騒音など近隣住民とのトラブルに関する具体的な事例についてでございますが、今のところ具体的には確認をされておりません。町といたしましては現在のところ、この種の居住形態が原因となる問題は顕在化していないものだと認識をしております。今後仮に御質問の趣旨にあるようなキャンピングカーなどの居住利用に起因する近隣住民とのトラブル、公衆衛生上の問題、法令違反の恐れがある事案が発生した場合は、警察などと連携をし適切に対応してまいりたいと考えております。

また、住宅不足が深刻化する中でキャンピングカーなどによる居住形態が今後増加する可能性は否定できませんが、現時点では具体的なトラブル事例がないというところでございます。今後、懸念される事態が発生した際は、関係機関との連携体制をとって適切に対応していきたいと考えております。

最後になりますが、高井議員の御質問は住宅不足に起因したものということでございますが、永年の課題となっている住宅不足対策については、引き続きその解消に向けて町として行政として行えることについて検討を進めてまいりたいと思いますので、引き続き御支援のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） 住宅不足に関してはすぐに解決する問題ではないと思いますので、今後も町を挙げて、我々も協力しながらいろいろ決めていけたらいいなと思っています。

②のキャンピングカーについて、現時点では町では特に被害があつたりとかっていう事例がないということで少しほつとしているところではありますが、実はキャンピングカーだけではなくて住居等の敷地にインフラ設備のない小屋があって、そこで寝泊まりをさせて就労するというような事例がニセコ町内でも少しづつ出てきています。要するに小屋の中は布団だけみたいなことが、住むところがない季節労働者に対してちょっとずつ出てきているようです。そういうたったキャンピングカーとか車を貸すことや小屋を貸すことの新たなビジネスを否定するということではなくて、住宅不足による弊害によりこのようなビジネスが今後増えてくる可能性がちょっと懸念事項としてあるのかなと思いましたので、共有をさせていただきました。

私も夏のキャンプを楽しいますが、キャンプ場のマナーを守って楽しんでいます。生活基盤が車や小屋となると、基本的な生活インフラはコンビニだったり温泉とかはお金払うと思いますけれども、そういうたった事例が今後たくさん出てきたときにはルールが必要になってくることもあるのかなという懸念事項で今回質問させていただきました。今のところはニセコ町では特にそういうたった事例がないということで、今後懸念事項として考えていただいたらと思っています。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 御指摘ありがとうございます。小屋を貸してキャンピングカーがっていう話は、申し訳ありません、初めて聞きました。そういう状況の中で今何かトラブルがたくさん聞かれるということではないけれども、今後そういうことが増えていくのではないかということで御指摘いただいたと思います。我々のほうとしましても、恥ずかしながら今のお話は初耳でございますので、今後その辺についてもアンテナを立てておきたいと考えております。

○議長（青羽雄士君） 最後の質問お願いいいたします。

○5番（高井裕子君） これが最後の質問でございます。

先ほどの木下議員と内容がほぼかぶっていますが、企業誘致の今後の方針を伺います。ニセコ町内への企業誘致の在り方について田中町長の方針を伺います。町有地への企業誘致は良い面がある一方で、そこに至るまでのプロセスや情報共有の不足により、町民からは不透明さや不安を感じる声が寄せられています。

ニセコ町内では、今後の企業誘致の在り方については慎重な判断が必要不可欠かと存じますが、どのようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。今後の方針を伺います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） ただいまの高井議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの木下議員の御質問への回答とも重なる部分もございますが、既存の各種計画については誘致に関して一定のハードルがあるということも、また町有地などをどのように利活用するのか、改めて内部で協議をするところからスタートをするべきではないかというところが私の考えでございます。

また、他の町有地につきましても、企業誘致やそのほかの利活用も含めどうしていくべきか内部で協議を十分に行った上で、町民講座等での町民との意見交換なども参考にしながら、いずれにしても丁寧に進めていくところが必要だと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（青羽雄士君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） 先ほど木下議員へのお話にもありましたが、町有地の利活用については一旦立ち返って協議し直すというふうにお答えをいただいておりますので、そういった方針を聞けて安心しております。

一方で企業誘致によって町が得られるメリットは非常に大きいものだと私も理解をしておりまして、今まで町が積極的に誘致されてきたことに対しては敬服をしております。

それで先ほど木下議員のときに町長が話していたお話の中で、町有地等の所在がどこにあるのかっていうことが見て分かるようにできるといいなというところでいけば、私もできればマップのようなものにどこにどういった町財産というか町有地があるのかっていうのが分かるようになると非常に良いのではないかなと思いました。それについていかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高井議員の御質問にお答えしたいと思います。

町有地がどこにどれぐらいあるのかということをマップにして公表するということですが、昨今町有地を貸してくださいという企業さんや個人の方に来ていただいておりまして、個別にどこどこのというのを聞きながら、周りの状況も踏まえて勘案した上で丁寧に対応させていただいているつもりではあります。

ただマップに公表すると非常に殺到したり、貸してくださいとかいろいろ出てくる恐れが非常に多くて、そんなに利便性のあるところに町有地があるわけではないんですけども、そういうことも鑑みて、本当に公開するのがいいのかどうかというところも非常に悩ましいところではございます。

すぐにマップに落として公開することがいいとは私は思っておりませんが、一応内部で協議させていただいて、それが適切であるか踏まえて、公開できるかどうかは検討していきたいと思います。

本当に借りたい人は自分で調べて直接突撃してくるので、公開してもあまり意味がないかもしれません、いずれにしましても公開することで弊害もあると思いますのでその辺は十分検討して対応を考えたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） 1点だけ補足させていただきます。

先ほどの木下議員の回答の場でもお伝え申し上げましたが、私は企業誘致の行為自体には決して否定的ではないというところでございます。不透明さですとか不安を感じる声が多いということはまずはしっかりと受け止めないといけませんが、例えば今申し上げたようなマップのような形で全て公開するのがいいのかあるいは、企業誘致についてもプロポーザル、公募のような形がいいのかについてもメリットデメリットがあります。全てが全て公開をして丁寧に吟味をしていくところも含めて、まずしっかりと内部で協議をしていきたいと考えております。

というのも、一方ではこの5,000人規模の町の中で、これだけ多くの事業者の方からよくも悪くも注目をいただけるということがまず当たり前ではないということは、しっかりと私たちもそこにあぐらをかいてはいけないと認識をしなければならないことはお伝えさせていただきたいと思っております。

また、私自身もかつては事業者の立場も当事者としてすごく分かる立場の経験もありますので、そうであれば事業者としてはハードルが高過ぎることで、本来町の課題解決、政策的に誘致をしたい企業をとり逃してしまう可能性もあるというところについてもしっかりと吟味をした上で、どのような情報公開の在り方あるいは、公平性・透明性の在り方について、企業誘致というものは本當になかなか教科書というものが無いものもありますので、最低限しっかりと決められたルールの中で、一定規模については議会での議決承認をいただく、あるいは一定の範囲については執行部のほうである程度任せられているという権限もありますので、それも踏まえて今現状どうなのか、今後をどうするべきかも含めてしっかりと協議をしていくところから進めていきたいと考えております。いずれにしても丁寧に進めていく中で、皆様からどういった形がいいかも含めて御意見いただきながら協議を進めていきたいです。

○議長（青羽雄士君） これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日12月18日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 青羽雄士 (原本自署)

署名議員 小松弘幸 (原本自署)

署名議員 斎藤うめ子 (原本自署)